

令和8年度

清掃事業概要



東広島市

目 次

1	東広島市の概要	
1	人口・世帯数の推移及び面積	1
2	令和8年度東広島市一般会計当初予算(廃棄物処理関係)	2
3	機構及び人員配置	2
4	廃棄物対策課事務分掌	3
2	清掃行政	
1	廃棄物処理施設の概要	
(1)	広島中央エコパーク(高効率ごみ発電施設・汚泥再生処理センター)	5
(2)	賀茂環境センター	7
2	令和8年度東広島市一般廃棄物処理実施計画	11
3	液状一般廃棄物処理事業実績	
(1)	液状一般廃棄物収集実績	21
(2)	年度別排出量の推移	21
(3)	令和8年度液状一般廃棄物収集運搬及び浄化槽清掃業者	21
(4)	液状一般廃棄物処理実績	22
(5)	液状一般廃棄物処理フローシート	23
4	固形状一般廃棄物処理事業実績	
(1)	固形状一般廃棄物収集実績	24
(2)	令和8年度固形状一般廃棄物収集運搬(処分)業者	25
(3)	年度別排出量の推移	26
(4)	固形状一般廃棄物処理実績	28
(5)	固形状一般廃棄物処理フローシート	31
(6)	資源回収推進団体報償金交付事業実績	32
(7)	生ごみ処理容器等設置助成金交付事業実績	33
(8)	生ごみ処理機貸出事業実績	34
(9)	ごみステーション収集用ボックス等整備補助金交付事業実績	35
(10)	ふれあい収集事業実績	36
(11)	ごみ指定袋交付事業実績	37
(12)	食品残さ資源化促進事業実績	38
(13)	機密文書資源化処理費助成金交付事業実績	38
3	資 料	
1	東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例	39
2	東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例施行規則	45
3	東広島市資源回収推進団体報償金交付要綱	54
4	東広島市生ごみ処理容器等設置助成金交付要綱	57
5	東広島市生ごみ処理機貸出事業実施要綱	60
6	東広島市大型生ごみ処理機購入費等補助金交付要綱	62
7	東広島市ごみステーションの設置の基準等に関する要綱	64
8	東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備補助金交付要綱	66
9	東広島市ふれあい収集事業実施要綱	69
10	東広島市ごみ指定袋に係る一般廃棄物処理手数料減免取扱要綱	72
11	東広島市ごみステーション監視カメラ貸出しに関する要綱	75
12	東広島市食品残さ資源化促進事業補助金交付要綱	78
13	東広島市機密文書資源化処理費助成金交付要綱	80

1 東広島市の概要

1 人口・世帯数の推移及び面積

地域名 \ 年	項 目	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	面 積
西条地区 八本松地区 高屋地区 志和地区	人 口	147,003人	148,777人	149,198人	150,616人	151,210人	288.45km ²
	世 帯 数	68,162世帯	69,909世帯	70,828世帯	72,436世帯	73,488世帯	(平成16年調査)
黒瀬地区	人 口	21,936人	21,838人	21,658人	21,437人	21,250人	63.84km ²
	世 帯 数	10,331世帯	10,433世帯	10,519世帯	10,542世帯	10,600世帯	(平成16年調査)
福富地区	人 口	2,245人	2,207人	2,148人	2,074人	2,049人	60.71km ²
	世 帯 数	1,024世帯	1,033世帯	1,032世帯	1,016世帯	1,010世帯	(平成16年調査)
豊栄地区	人 口	2,954人	2,896人	2,858人	2,782人	2,717人	72.56km ²
	世 帯 数	1,464世帯	1,457世帯	1,459世帯	1,449世帯	1,433世帯	(平成16年調査)
河内地区	人 口	5,359人	5,315人	5,229人	5,183人	5,079人	84.68km ²
	世 帯 数	2,532世帯	2,543世帯	2,536世帯	2,537世帯	2,516世帯	(平成16年調査)
安芸津地区	人 口	8,890人	8,702人	8,459人	8,271人	8,056人	65.08km ²
	世 帯 数	4,282世帯	4,288世帯	4,241世帯	4,199世帯	4,140世帯	(平成16年調査)
東広島市	人 口	188,387人	189,735人	189,550人	190,363人	190,361人	635.15km ²
	世 帯 数	87,795世帯	89,663世帯	90,615世帯	92,179世帯	93,187世帯	(令和8年1月調査)

※人口・世帯数は、各年3月31日現在の住民基本台帳(平成24年7月住民基本台帳法の改正により外国人を含む。)による。

※面積は、国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」による。

※「全国都道府県市区町村別面積調」(平成27年3月6日国土地理院公表:電子国土基本図の地図データへ切り替え)において、現行市区町村が最小単位になっており、各地区の合計面積は、東広島市の面積と一致しない。

2 令和8年度東広島市一般会計当初予算 (廃棄物処理関係)

(1) 歳 入

款	項	目	金 額	構成比率
使用料及び手数料			636,945千円	
	手 数 料		636,945千円	0.6%
		衛 生 手 数 料	636,945千円	
国庫支出金			0千円	
	国庫補助金		0千円	0.0%
		総務費国庫補助金	0千円	
県支出金			9,981千円	
	県補助金		9,981千円	0.0%
		衛生費県補助金	9,981千円	
財産収入			1千円	
	財産運用収入		1千円	0.0%
		財産貸付収入	1千円	
諸収入			2,748千円	
	雑 入		2,748千円	0.0%
		雑 入	2,748千円	
廃棄物処理関係分歳入計			649,675千円	0.6%
東広島市一般会計歳入合計			108,920,000千円	100.0%

※衛生手数料は、一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料、一般廃棄物処理手数料の計

※衛生費県補助金は、地域廃棄物対策支援事業県補助金、産業廃棄物立入検査業務県交付金の計

※財産貸付収入は、環境衛生施設敷地貸付収入の額

※雑入は、新聞等売払収入の額

(2) 歳 出

款	項	目	金 額	構成比率
衛生費			4,468,670千円	
	保健衛生費		32,264千円	
		環境衛生費	32,264千円	4.1%
	清掃費		4,436,406千円	
		清掃総務費	2,894,263千円	
		塵芥処理費	1,542,143千円	
廃棄物処理関係分歳出計			4,468,670千円	4.1%
東広島市一般会計歳出合計			108,920,000千円	100.0%

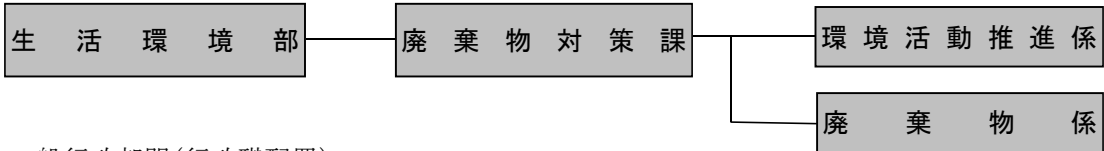
※環境衛生費は環境美化及び保護事業の額

※清掃総務費は清掃管理事務、広島中央環境衛生組合負担金の計

※塵芥処理費は一般廃棄物減量化推進事業、一般廃棄物適正処理事業、資源化促進事業の計

3 機構及び人員配置

(令和8年4月1日現在)



一般行政部門(行政職配置)

		課 長	課 長 補 佐	係 長	主 査	主 任	主 任 主 事	主 事	一 般 事 務 員	適一 正排 出廃 棄物 指導員	総 計
廃棄物対策課		1	2								3
	環境活動推進係			(1)	2			2	1		5(1)
	廃棄物係			(1)	2	1	1	1		2	7(1)

備考:()は、兼務

4 廃棄物対策課事務分掌

係 名	分 掌 事 務
環 境 活 動 推 進 係	1 係の事務の総括に関する事
	2 課の庶務に関する事
	3 係の庶務に関する事
	＜事務事業名：環境美化及び保護事業＞
	4 環境美化活動(きれいなまちづくりキャンペーンに関する事)
	5 環境美化強化地域の清掃に関する事
	6 不法投棄ごみの処理及び対策に関する事
	7 公衆衛生推進協議会に関する事
	8 屋外焼却防止対策に関する事
	9 課に所属する公用自動車の管理に関する事
	＜事務事業名：一般廃棄物減量化推進事業＞
	10 ごみ減量啓発(出前講座等)に関する事
	11 生ごみ処理容器等設置助成金交付に関する事
	12 生ごみ処理容器の貸出しに関する事
	13 減量化の啓発活動に関する事
	14 組成分析の実施に関する事
	＜事務事業名：資源化促進事業＞
	15 資源回収推進団体報償金交付に関する事
	16 生ごみのたい肥化・紙ごみの資源化に関する事
	17 古布古着回収、小型家電リサイクルに関する事
	18 剪定枝資源化支援事業に関する事
	19 資源化の啓発活動に関する事
	20 リサイクル推進員に関する事
廃 棄 物 係	1 係の事務の総括に関する事
	2 係の庶務に関する事
	＜事務事業名：清掃管理事務＞
	3 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関する事
	4 固形状一般廃棄物の実態調査及び統計に関する事
	5 固形状一般廃棄物処理業の許可に関する事
	6 一般廃棄物処理施設の設置許可に関する事
	7 分別収集計画の策定に関する事
	＜事務事業名：広島中央環境衛生組合負担金＞
	8 広島中央環境衛生組合との調整に関する事
	9 一般廃棄物処理施設に係る周辺整備事業に関する事
	＜事務事業名：一般廃棄物適正処理事業＞
	10 家庭ごみの分別・再資源化(プラスチックごみの資源化)に関する事
	11 固形状一般廃棄物の排出抑制等、分別収集、資源化及び適正処理に関する事
	12 事業系ごみの分別の見直しに関する事
	13 ごみ指定袋交付事業に関する事
	14 ふれあい収集事業に関する事
	15 ライター・電池の拠点回収に関する事
	16 ごみステーション収集用ボックス等整備補助金交付に関する事
	17 家庭系固形状一般廃棄物収集運搬の委託に関する事
	18 家庭系固形状一般廃棄物収集運搬の収集場所に関する事
	19 家庭ごみの収集日程に関する事
	20 ごみ指定袋の製造・配送及び販売に関する事
	21 固形状一般廃棄物処理手数料に関する事(手数料の見直し含む)
	22 一般廃棄物適正排出指導事業に関する事
	23 下水道整備に伴う合理化対策の調整に関する事
	24 液状一般廃棄物に関する事
	25 災害廃棄物処理計画に関する事
	26 ごみの分別・収集方法の啓発・広報に関する事

2 清 掃 行 政

1 廃棄物処理施設の概要

(1) 広島中央エコパーク(竣工:令和3年9月30日) 事業主体 広島中央環境衛生組合
所在地 東広島市西条町上三永10759番地2

① 高効率ごみ発電施設

工事期間 平成29年4月～令和3年9月
延床面積 16,043.69㎡(管理棟ほか付属棟を含む)
施設規模 285t/日(95t/24h×3炉) 処理方式 ガス化熔融シャフト炉方式
事業方式 公設民営(DBO)方式 最大出力 6,500kw(3炉運転時)
事業費 約208億円 処理対象地区 東広島市、竹原市、大崎上島町

【事業費内訳(施工監理費含む)】

年 度	事業費	財 源 内 訳		
		交付金	地方債	一般財源
平成29年度	97,341,000円	48,534,000円	41,600,000円	7,207,000円
平成30年度	99,867,000円	33,254,000円	56,800,000円	9,813,000円
令和元年度	1,239,010,720円	311,797,000円	809,200,000円	118,013,720円
令和2年度	13,294,642,888円	4,735,941,000円	8,013,000,000円	545,701,888円
令和3年度	6,082,908,692円	1,648,394,000円	4,122,800,000円	311,714,692円
計	20,813,770,300円	6,777,920,000円	13,043,400,000円	992,450,300円

設計・施工 新日鉄住金エンジニアリング・五洋・萩尾工業特定建設工事共同企業体

② 汚泥再生処理センター

工事期間 平成29年4月～令和3年9月 延床面積 5,847.38㎡
施設規模 処理量300kl/日(し尿:53kl/日・浄化槽汚泥:247kl/日)
処理方式 脱窒素処理方式(下水放流)
資源化設備 汚泥助燃剤化方式(含水率を70%以下にし、ごみ処理施設の助燃剤として利用)
事業方式 公設公営方式(従来方式)
事業費 約44億円 処理対象地区 東広島市、竹原市

【事業費内訳(施工監理費含む)】

年 度	事業費	財 源 内 訳		
		交付金	地方債	一般財源
平成29年度	45,272,000円	15,075,000円	27,100,000円	3,097,000円
平成30年度	659,009,000円	219,440,000円	395,000,000円	44,569,000円
令和元年度	1,690,319,000円	509,486,000円	1,140,200,000円	40,633,000円
令和2年度	1,829,559,387円	336,497,000円	1,460,100,000円	32,962,387円
令和3年度	253,936,843円	38,987,000円	200,400,000円	14,549,843円
計	4,478,096,230円	1,119,485,000円	3,222,800,000円	135,811,230円

設計・施工 日立造船株式会社中国支社

③ その他(土地)

敷地面積 191,993.7㎡(ごみ施設、汚泥等を含む敷地全体)
事業費 約12億円(敷地造成工事費)

広島中央エコパーク



【溶融物(スラグ・メタル)の資源化】

高温で廃棄物を溶融することで、ダイオキシン類が分解され、重金属を除去することができるため、無害で安全な砂状の溶融スラグと金属性メタルとして全量資源化される。

【山元還元(有価金属)】

山元還元とは、ごみ処理施設から排出される溶融飛灰に含まれる資源価値の高い有価金属から、非鉄金属メーカーの精錬所において鉛や亜鉛、銅等を抽出・リサイクルする技術のことである。

(2) 賀茂環境センター

①一般廃棄物最終処分場(令和3年10月1日から休止)



施設名称	賀茂環境センター(厚生年金・国民年金還元融資施設)		
所在地	東広島市黒瀬町国近10427番地24		
敷地面積	約160,000㎡		
工期	1 工 区	昭和63年8月	～ 平成2年3月
	2 工 区	平成16年1月	～ 平成18年3月
埋立地	1 工 区		
	埋立面積	約23,000㎡	
	埋立容量	約217,000㎥	
	埋立物	不燃性粗大ごみ処理残さ、資源ごみ処理残さ、 固化プラスチック処理残さ、埋立ごみ及び焼却残さ等	
	埋立方式	サンドイッチ工法	
	埋立高	20m	
	遮水設備	合成ゴムシート1.5mm全面布設	
	2 工 区		
	埋立面積	約12,000㎡	
	埋立容量	約195,000㎥	
	遮水設備	アスファルトシート4mm全面布設	
	処分場構造	コンクリートピット	
	被覆設備	アルミ骨組膜構造(屋根)	
	埋立物	不燃性粗大ごみ処理残さ、資源ごみ処理残さ、 埋立ごみ及び焼却灰等	
	埋立高	17m	

浸出水処理施設	浸出水貯留槽	380m ³
	浸出水処理設備	処理能力 70m ³ /日
	処 理 方 法	接触酸化方式(生物処理＋脱窒＋凝沈＋砂ろ過 ＋活性炭＋キレート樹脂)
	処 理 水 質	BOD・COD・SS各10mg/l以下、 T-N5mg/l以下
工 事 施 工	1 工 区	飛鳥・中国建設共同企業体
	2 工 区	清水・熊谷・洋伸特定建設工事共同企業体
	浸出水処理施設工事	株式会社クボタ中国支社

処理対象地区 西条、八本松、高屋、志和、黒瀬、福富、豊栄、河内

事業費及び財源内訳

1 1工区及び浸出水処理施設

年度	事業費	財 源 内 訳		
		国庫補助金	起 債	一般財源
63年	497,574,044円	68,721,000円	324,500,000円	104,353,044円
元年	773,733,113円	154,175,000円	511,900,000円	107,658,113円
計	1,271,307,157円	222,896,000円	836,400,000円	212,011,157円

2 2工区

年度	事業費	財 源 内 訳		
		国庫補助金	起 債	一般財源
15年	80,199,000円	18,375,000円	54,500,000円	7,324,000円
16年	1,815,601,350円	422,257,000円	1,157,800,000円	235,544,350円
17年	1,576,999,050円	318,528,000円	1,216,300,000円	42,171,050円
計	3,472,799,400円	759,160,000円	2,428,600,000円	285,039,400円

②粗大ごみ処理施設



工 期	平成元年7月 ～ 平成2年4月
面 積	約10,000㎡
設 備 規 模	処 理 能 力 40t／日 (40t／5H×1基)
	処 理 可 能 寸 法 1.5m×2m×1.2m
処 理 方 法	破 碎 設 備 衝撃・剪断併用回転式(たて型)
	選 別 方 法 5種類選別(鉄、アルミ、可燃物、不燃物、プラスチック類)
	付 属 設 備 トラックスケール 25t秤量 ビン・缶手選別ライン(ビン類(カレット茶、白)、アルミ缶の資源回収) アルミ缶プレス機、可燃物圧縮装置
処 理 対 象 物	不燃性粗大ごみ、資源ごみ(ビン・缶)
処 理 棟	スレート造ALC貼一部RC造 3階建(延面積1,940㎡)
管 理 棟	RC造 2階建(延面積327㎡)
工 事 施 工	粗大ごみ処理施設造成工事 飛鳥・中国建設共同企業体 粗大ごみ処理施設建設工事 ユニチカ株式会社
処理対象地区	西条、八本松、高屋、志和、黒瀬、福富、豊栄、河内 安芸津(R3.10～)

事業費及び財源内訳

(単位:円)

年度	事 業 費	財 源 内 訳		
		国 庫 補 助 金	起 債	一 般 財 源
元年	1,241,229,749	297,027,000	760,000,000	184,202,749

③ペットボトル等処理施設



工 期	平成 17 年 10 月 ～ 平成 18 年 6 月
設 備 規 模	処 理 能 力 22t／日 (22t／5H)
	内 訳 ペットボトル : 3.3t／5H
	リサイクルプラ : 18.7t／5H
処 理 対 象 物	ペットボトル、その他プラスチック製容器包装
処 理 方 法	選別、圧縮・梱包
処 理 棟	鉄骨造 3階建(延面積1,678㎡)
附 帯 施 設	研修室
工 事 施 工	極東・砂原特定建設工事共同企業体
処理対象地区	西条、八本松、高屋、志和、黒瀬、福富、豊栄、河内 安芸津(R3.10～)

事業費及び財源内訳

(単位:円)

年度	事 業 費	財 源 内 訳		
		国 庫 補 助 金	起 債	一 般 財 源
17年	286,278,000	94,292,000	172,200,000	19,786,000
18年	357,372,000	113,768,000	214,400,000	29,204,000
計	643,650,000	208,060,000	386,600,000	48,990,000

2 令和8年度東広島市一般廃棄物処理実施計画（令和8年4月1日告示122号）

1 事業年度

令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

2 処理する一般廃棄物の種類

固形状一般廃棄物及び液状一般廃棄物

3 処理区域

東広島市全域とする。

(1) 行政区域内人口 190,983人

(2) 固形状一般廃棄物

ア 計画処理区域内人口 190,983人

イ 計画収集人口 190,983人

(3) 液状一般廃棄物

ア 計画処理区域内人口 190,983人

イ し尿収集人口 8,937人

ウ 浄化槽人口 92,186人

エ 公共下水道人口 89,860人

4 一般廃棄物の排出抑制及び資源化等の促進の方策

項 目	概 要
一般廃棄物の指定袋及び有料化制度	ごみを排出する際に使用する指定袋に処理手数料を付加することで、排出抑制、分別率の向上、資源ごみの増量等を推進する。
資源物の分別収集	ビン・缶、リサイクルプラ、ペットボトル、新聞及び雑誌・雑がみ・ダンボールを分別収集し、資源化を推進する。
意識啓発、環境教育	ホームページ、広報やSNSでのPR、出前講座、処理施設の見学等を通して、ごみ処理と資源のリサイクルの大切さについて、幅広い年齢層を対象とした意識啓発、環境教育を促進する。
廃棄物減量等推進員（リサイクル推進員）	地域のごみ減量・資源化推進のリーダーとして、地域で廃棄物減量等推進員（リサイクル推進員）を選任してもらい、家庭ごみの減量・資源化を推進する。
資源物の集団回収事業の推進	資源回収の普及を図るため、一般家庭から排出されるごみのうち資源化できるものを自主的に回収した地域住民団体等に報償金を交付する。
古布・古着回収ボックスの設置	市役所本庁、各支所及び各出張所等に古布・古着の回収ボックスを設置することにより、再使用可能な古布・古着の拠点回収を行うことで、可燃ごみの減量及び市民の自主的な資源化を推進する。
小型家電回収ボックスの設置	市役所本庁、各支所及び各出張所に小型家電の回収ボックスを設置することにより、今まで処理場で回収していた鉄やアルミ以外の有用金属の拠点回収を行うことで、ごみの減量・資源化を推進する。

剪定枝の資源化の推進	公共施設や一般家庭等から大量に発生する剪定枝をチップ化する装置を搭載した車両を活用し、市が委託した業者が粉砕処理・収集運搬し、市が指定したリサイクル施設へ搬入する。また、小型剪定枝粉砕機の購入に対する助成金の交付により、資源化・堆肥化等を促進する。
生ごみ処理容器等の普及	各家庭における生ごみの減量を支援するため、生ごみ処理容器等を購入し設置する者に対し、助成金を交付する。
一般廃棄物の適正排出指導	市内の事業所等を訪問し、排出状況に応じた指導を行うことで、効果的な適正排出、減量及び資源化を図る。
生ごみの水切りの推進	希望する世帯に生ごみ水切り器及び水切り紙袋を無償配布し、生ごみの水切りを推進し、ごみの減量を図る。
リユース・リサイクルの促進	パソコンや小型家電等のリサイクル及び不用品のリユースについて、連携協定を締結した民間事業者を活用し、促進する。
紙ごみの資源化の促進	市内の事業者から排出される機密文書の資源化を促進するため、機密文書の資源化処理に要する費用に対して助成金を交付する。

5 収集する一般廃棄物の種類（分別区分）

(1) 固形状一般廃棄物

ア 燃やせるごみ

紙、布類、木くず、生ごみ、皮類、金属を少量含むプラスチック製品、在宅医療一般廃棄物（注射針等鋭利なものを除く。）等

イ ビン・缶

ビン類、缶類等

ウ リサイクルプラ

プラスチック製の容器包装ごみ（ペットボトルを除く）

エ ペットボトル

容器包装のうち、主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの

オ その他プラ

リサイクルプラ以外のプラスチックのみでできた製品

カ 危険ごみ

陶磁器類、ガラス類、刃物類、鏡類等

キ 粗大ごみ

(ア) 燃やせる粗大ごみ

家具類、寝具類（スプリング入りを含む。）、大型陶磁器類、大型鏡類等

(イ) 燃やせない粗大ごみ

家庭電気製品（ただし、条例第15条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物及び家庭用パソコン機器廃棄物を除く。）、金物類、大型ポリ容器類、大型プラスチック製品、自転車等

ク 有害ごみ

蛍光管、乾電池、充電式電池、体温計、ライター類等

ケ 新聞、雑誌等

新聞紙、雑誌類、ダンボール等

コ 古布・古着

(2) 液状一般廃棄物

ア し尿

イ 浄化槽汚泥

6 計画処理区域内の一般廃棄物の量

(1) 固形状一般廃棄物

ア 燃やせるごみ 51,321 トン／年

イ ビン・缶 1,795 トン／年

ウ リサイクルプラ 1,420 トン／年

エ ペットボトル 227 トン／年

オ その他プラ 198 トン／年

カ 危険ごみ 347 トン／年

キ 粗大ごみ

(ア) 燃やせる粗大ごみ 1,833 トン／年

(イ) 燃やせない粗大ごみ 1,486 トン／年

ク 有害ごみ 61 トン／年

ケ 新聞、雑誌等 894 トン／年

コ 古布・古着 79 トン／年

(2) 液状一般廃棄物

ア し尿 12,200 キロリットル／年

イ 浄化槽汚泥 70,400 キロリットル／年

7 一般廃棄物の処理主体

(1) 一般廃棄物の処理量

※家庭系には、市の公共施設分を含む。

区 分		収 集 ・ 運 搬	中 間 処 理	再 資 源 化
燃やせるごみ	家庭系	委託（15者） 22,755 t	広島中央環境衛生組合 ○焼却 53,699t 燃やせるごみ 燃やせる粗大ごみ その他プラ 危険ごみ ○破碎・選別・圧縮 3,281t ビン・缶 燃やせない粗大ごみ ○選別・圧縮・梱包 1,647t リサイクルプラ ペットボトル ○委託処理 61t 有害ごみ	
		直接搬入 1,875 t		
	事業系	許可（22者） 22,690 t		
		直接搬入 4,001 t		
ビン・缶	家庭系	委託（14者） 1,282 t		
		直接搬入 1 t		
	事業系	許可（21者） 511 t		
		直接搬入 1 t		
リサイクルプラ	家庭系	委託（15者） 1,419 t		
		直接搬入 1 t		
ペットボトル	家庭系	委託（16者） 226 t		
		直接搬入 1 t		
その他プラ	家庭系	委託（15者） 197 t		
		直接搬入 1 t		
危険ごみ	家庭系	委託（13者） 187 t		
		直接搬入 160 t		
燃やせる粗大ごみ	家庭系	委託（9者） 552 t		
		直接搬入 924 t		
	事業系	許可（21者） 202 t		
		直接搬入 155 t		
燃やせない粗大ごみ	家庭系	委託（9者） 673 t		
		直接搬入 715 t		
	事業系	許可（21者） 96 t		
		直接搬入 2 t		
有害ごみ	家庭系	委託（13者） 46 t		
		直接搬入 1 t		
		拠点回収 14 t		
新聞、雑誌等	家庭系	委託（14者） 894 t	再生資源業者	973t
古布・古着	家庭系	委託（1者） 79 t		
小型家電	家庭系	拠点回収 15 t	再生資源業者	15t
剪定枝（資源化物）	家庭系	委託（1者） 102 t	再生資源業者等	102t
一般廃棄物としてのFRP廃船		許可（1者）	許可（1者） ○破碎	発生（陸揚げ） 市町村
し尿		許可（5者） 12,200 kℓ	広島中央環境衛生組合 82,600kℓ（東広島市）	
浄化槽汚泥		許可（5者） 70,400 kℓ		

(2) 固形状一般廃棄物収集運搬委託業者

番号	区域	委託業者名	備 考
アー 1	西条、八本松、 志和、高屋	(有)八本松クリーナー	
イー 2		(有)東広島クリーナー	
ウー 3		(株)西条クリーナー	
エー 4		(株)山田クリーナー	
オー 5		(有)エスシーシー	
カー 6		(有)沖田商店	
キー 7		(有)原田クリーナー	
クー 8		(有)ひまわり産業	
サー 1	黒瀬	(有)岡本環境保全	
ター 1	福富	(株)都市ビルサービス	
ナー 1	豊栄	(有)山崎金属	
ハー 1	河内	(株)ヤマヨ	
ヒー 2		(有)新空港産業	
フー 3	河内・全域	(公社)東広島市シルバー人材センター	拠点回収のみ全域
マー 1	安芸津	松岡鋼業(株)	
ムー 1		(有)松岡環境サニタニ	
メー 1		(株)ニシアケ	
モー 1		(株)カワノ	
ワー 1	全域	(株)東広環境保全	ふれあい収集

(3) 固形状一般廃棄物処理業許可業者

番号	許可区域	許可業者名	備 考
1 0 1	西条、八本松、 志和、高屋	(株)都市ビルサービス	収集運搬業
1 0 5		オスカー管財(株)	
1 0 6		(株)瀬野川総業	
1 1 0		(株)原田金属クリーナー	
1 1 5		共栄興産(株)	
1 1 6		(株)アンドー	
1 1 7		ダイナミック商事(株)	
1 2 1		(株)後藤組	
1 2 6		(有)西条金属	
1 2 7		東広島環境開発センター(有)	
1 2 8		(株)きやま商会	
2 0 1	黒瀬	(有)心祥	収集運搬業
2 0 2		(株)都市ビルサービス	
3 0 1	福富	(株)都市ビルサービス	収集運搬業
4 0 1	豊栄	(有)山崎金属	収集運搬業
5 0 1	河内	(有)新空港産業	収集運搬業
5 0 2		(有)山陽美研	
5 0 3		(株)河谷商店	
5 0 4		(株)都市ビルサービス	収集運搬業 安芸カントリークラブ限定
6 0 1	安芸津	(株)ニシアケ	収集運搬業
6 0 2		(有)松岡環境サニタニ	
6 0 3		(株)カワノ	
6 0 5		松岡鋼業(株)	
6 0 8		(株)新川	収集運搬業 道路ごみ(動物の死体) 限定
1 3 1	全域	(株)スナダ	収集運搬業・処分業 F R P 廃船限定

604	竹原市	(株)竹原クリーナー	運搬業（荷卸限定）
701		(有)三幸産業	
702		(有)辻環境サニタリー	
703		西日本環境開発協同組合	

(4) 液状一般廃棄物処理業許可業者

番号	許可区域	許可業者名	備考
東広島市1号	西条、八本松	(有)宗藤企業	収集運搬業
東広島市2号	西条、八本松、高屋、黒瀬、河内	(株)伯和総業	
東広島市3号	西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内	(株)三井開発	
東広島市4号	安芸津	(株)ニシアケ	
東広島市5号		(有)安芸津衛生	
東広島市11号	竹原市	(株)竹原衛生社	運搬業（荷卸限定）
東広島市12号		(株)忠海衛生社	
東広島市13号		(有)エス・エス	
東広島市14号		(有)竹原テクノス	
東広島市15号		(有)三幸産業	

8 処理計画

(1) 収集及び運搬計画

市民は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、地域、団体等による資源回収活動へ協力する等により固形状一般廃棄物の減量に努める。

事業者は、再利用が可能な物の分別を行うとともに、固形状一般廃棄物の排出を抑制する事業活動に努める。

ア 一般家庭から排出される固形状一般廃棄物

(ア) 次に掲げる区分により、市の委託した業者が市の指定した廃棄物の収集場所から収集及び運搬を行う。

分別区分	西条、八本松、志和、高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
燃やせるごみ	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回	週2回
ビン・缶	月2回程度	月2回程度	月2回	月2回	月1回	月2回程度
リサイクルプラ	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回	週1回
ペットボトル	月2回程度	月2回程度	月1回	月2回	月1回	月2回程度
その他プラ	年12回	年12回	年12回	年24回	年12回	年12回
危険ごみ	年2回	年2回	年2回	年24回	年2回	年2回
燃やせる粗大ごみ	年1回程度	年2回	年2回	月2回	年4回	年3回
燃やせない粗大ごみ	年1回程度	年2回	年2回	月2回	年4回	年3回
有害ごみ	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
新聞、雑誌等	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回	月2回

(イ) 排出容器等

排出者は、燃やせるごみ、危険ごみ、有害ごみ、ビン・缶、リサイクルプラ、その他プラ及びペットボトルについて、市の指定する袋等を使用し、収集に支障が生じないように措置する。使用する袋等の種類及び金額は次のとおりとする。

分別区分	袋等の種類		価 格	
燃やせるごみ、危険ごみ、有害ごみ	燃やせるごみ用	10リットル袋	1袋につき	10円
		20リットル袋	1袋につき	20円
		40リットル袋	1袋につき	40円
ビン・缶、リサイクルプラ、その他プラ、ペットボトル	資源ごみ用	10リットル袋	1袋につき	5円
		20リットル袋	1袋につき	10円
		40リットル袋	1袋につき	20円
市長が従量により手数料を徴収することが適当と認めるもの (家庭系一般廃棄物を排出する者が自ら搬入するものに限る。)	処理券		次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 20kg以下の場合 130円 (2) 20kgを超える場合 前号に掲げる額に、20kgを超える部分が20kgに達するごとに130円を加えた額	

イ 事業活動により排出される固形状一般廃棄物

当該排出事業者は、あらかじめ、条例第8条第1項の規定に基づき、事業系一般廃棄物処理依頼届出書により市長に届け出なければならない。

廃棄物の排出に当たっては、条例第8条第1項の規定により市長が指定する袋に収納するものとする。ただし、市長が指定する袋を用いることが困難なものは、市長から一般廃棄物処理券の交付を受けて排出するものとする。収集及び運搬については、事業者が自ら行うか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者に依頼するか、若しくは市長の指示に従って措置するものとする。併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条の規定を遵守し、市の清掃事業に協力するものとする。

使用する袋等の種類及び金額は次のとおりとする。

一般廃棄物の区分	袋等の種類		価 格	
事業系一般廃棄物指定袋により排出すべきもの	燃やせるごみ用	20リットル袋	1袋につき	30円
		45リットル袋	1袋につき	70円
		90リットル袋	1袋につき	140円
	ビン・缶用	30リットル袋	1袋につき	40円
		90リットル袋	1袋につき	120円
事業系一般廃棄物指定袋による排出が困難な粗大ごみ	処理券		1個につき	300円
市長が従量により手数料を徴収することが適当と認めるもの (事業系一般廃棄物を排出する事業者が自ら搬入するものに限る。)	処理券		次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 20kg以下の場合 200円 (2) 20kgを超える場合 前号に掲げる額に、20kgを超える部分が20kgに達するごとに200円を加えた額	

ウ 大掃除・引越し等により一時的に多量に排出される固形状一般廃棄物

当該排出者自ら適正に収集及び運搬を行うか、又は市が許可した固形状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼し、処理を行う。

エ 市の公共施設等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する公の施設を含む。）から排出される固形状一般廃棄物

当該排出者自ら収集及び運搬を行うか、又は市が委託した者に依頼し、処理を行う。

オ 町内美化清掃等で生じた一般廃棄物

町内美化清掃等で生じた一般廃棄物は、市又は市の委託した業者が必要の都度、収集及び運搬を行う。

カ 市役所等に設置するボックス等で拠点回収した一般廃棄物

市の設置した回収容器により、乾電池、使い切りライター、小型家電、古布・古着の拠点回収を行い、市又は市の委託した業者が収集及び運搬を行う。

キ ふれあい収集の実施

家庭ごみをごみ収集場所へ持ち出すことが困難な高齢者や障がい者等を支援するため、市の委託した業者が戸別に訪問して収集及び運搬を行う。

ク 処理困難物の取扱い

ガスボンベ、タイヤ、自動車の部品（バイクを含む）、エンジン、劇薬、廃油、FRP製品、金庫、農機具類、在宅医療一般廃棄物のうち注射針等鋭利なもの（自己注射を除く）、広島中央エコパーク及び賀茂環境センターで処理が困難なものは、排出者が販売店に引き取ってもらうか、又は専門業者に引き渡して処理する。

ケ 特定家庭用機器廃棄物の取扱い

特定家庭用機器廃棄物は、小売業者等の定める再商品化等料金及び収集運搬料金を支払い、小売業者等に引き渡すことにより、再商品化等（リサイクル）に協力するものとする。小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（以下「引取義務外品」という。）については、次のいずれかの方法により、再商品化等（リサイクル）に協力するものとする。

(ア) 東広島市から引取義務外品の回収協力依頼を行っている小売業者に小売業者等の定める再商品化等料金及び収集運搬料金を支払い、小売業者に引き渡す。

(イ) 小売業者等の定める再商品化等料金及び市の定める収集運搬料金を支払い、市の指示する方法によって市に引き渡す。

コ 家庭用パソコン機器廃棄物の取扱い

家庭用パソコン機器廃棄物は、製造業者等の定める回収再資源化料金を支払い、再商品化等（リサイクル）に協力するものとする。

サ オートバイ（二輪車）の取扱い

オートバイ（二輪車）は、二輪車リサイクルシステム等により、廃棄二輪車取扱店又は全国の指定取引窓口引き渡すことで、再商品化等（リサイクル）に協力するものとする。

シ 消火器の取扱い

消火器は、製造業者等が行う再商品化等（リサイクル）に協力するものとする。

ス 液状一般廃棄物

(ア) し尿の取扱い

し尿は、市が許可した液状一般廃棄物収集運搬業者による各戸からの収集とする。

(イ) 浄化槽汚泥の取扱い

浄化槽汚泥は、浄化槽管理者が市の許可した液状一般廃棄物収集運搬業者へ依頼し、許可業者が速やかに収集する。

(2) 中間処理計画

収集した一般廃棄物は、次のとおり処理を行う。

ア ごみ焼却処理施設

施設名	広島中央エコパーク		
住所	東広島市西条町上三永 1 0 7 5 9 番地 2		
処理方式	シャフト炉式（ガス化熔融炉）		
処理能力	2 8 5 トン／日		
処 理 量	東広島市家庭系	2 6, 6 5 1 トン／年	
	東広島市事業系	2 7, 0 4 8 トン／年	
	リサイクルプラ等処理残さ	5 2 1 トン／年	
	不燃物処理残さ	1, 7 7 8 トン／年	
	し尿処理残さ（汚泥・し渣）	2, 9 3 2 トン／年	

イ ペットボトル等処理施設

施設名	賀茂環境センター
住所	東広島市黒瀬町国近 1 0 4 2 7 番地 2 4

(ア) ペットボトル圧縮梱包設備

処理能力	3. 3 トン／5 時間
処 理 量	2 2 7 トン／年

(イ) リサイクルプラ圧縮梱包設備

処理能力	1 8. 7 トン／5 時間
処 理 量	1, 4 2 0 トン／年
処理残さ	焼却処理 5 2 1 トン／年

ウ 粗大ごみ処理施設

施設名	賀茂環境センター		
住所	東広島市黒瀬町国近 1 0 4 2 7 番地		
処理能力	4 0 トン／5 時間		
処 理 量	家庭系	2, 6 7 1 トン／年	
	事業系	6 1 0 トン／年	
処理残さ	焼却処理	1, 7 7 8 トン／年	

エ し尿処理施設

施設名	広島中央エコパーク
住 所	東広島市西条町上三永 1 0 7 5 9 番地 2
処理方式	高負荷脱窒素処理方式
処理能力	3 0 0 キロリットル／日
処 理 量	東広島市し尿 1 2, 2 0 0 キロリットル／年 東広島市浄化槽汚泥 7 0, 4 0 0 キロリットル／年
処理残さ	焼却処理 2, 9 3 2 トン／年 (汚泥・し渣)

9 屋外焼却行為

市民及び事業者は、原則として、廃棄物を屋外において焼却しない。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）第 1 4 条で認められている焼却行為についても、ゴム、皮革、プラスチック類その他燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭の発生する物質については焼却しない。

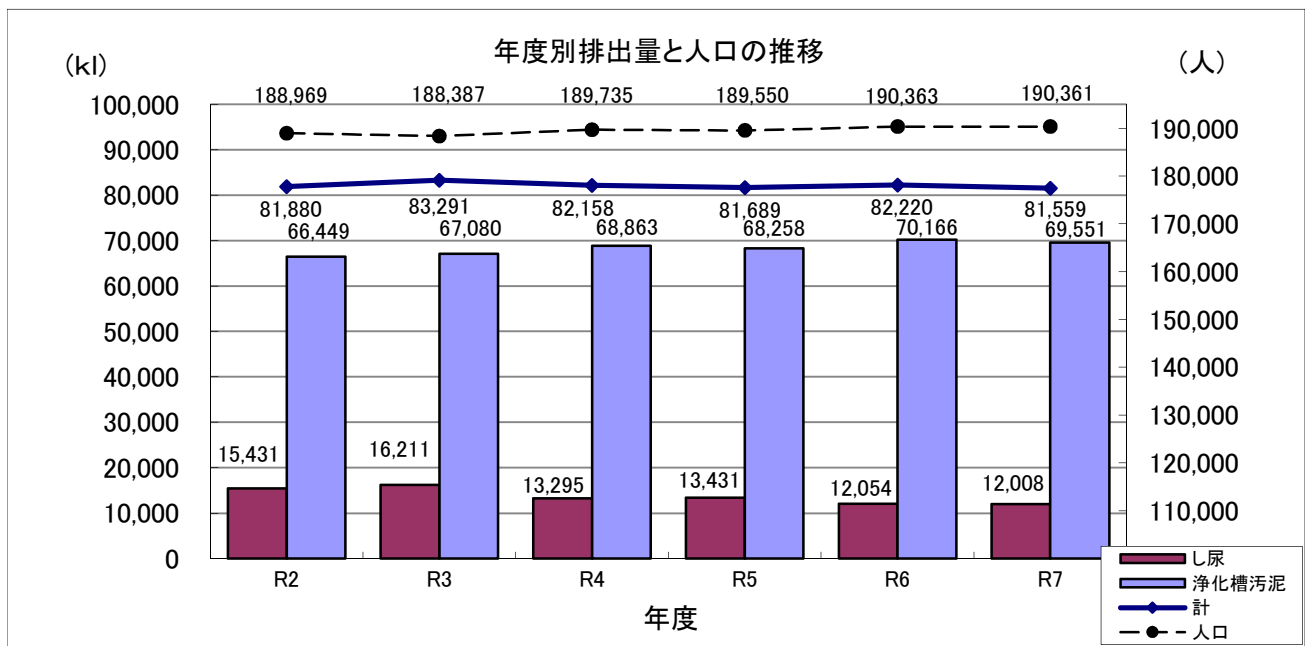
3 液状一般廃棄物処理事業実績

(1) 液状一般廃棄物収集実績

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
し 尿	12,008kl	12,054kl	99
浄化槽汚泥	69,551kl	70,166kl	99
合 計	81,559kl	82,220kl	99

(2) 年度別排出量の推移

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
し 尿	15,431kl	16,211kl	13,295kl	13,431kl	12,054kl	12,008kl
浄化槽汚泥	66,449kl	67,080kl	68,863kl	68,258kl	70,166kl	69,551kl
合 計	81,880kl	83,291kl	82,158kl	81,689kl	82,220kl	81,559kl



(3) 令和8年度液状一般廃棄物収集運搬及び浄化槽清掃業者

○東広島市許可業者一覧(収集運搬業、浄化槽清掃業許可)

番 号	収集区域	許可業者名	住 所	代表者名	電話番号
東広島市1号	西条地区 八本松地区	(有)宗藤企業	〒739-0043 東広島市西条西本町15-4	宗藤 勝彦	082-423-2785
東広島市2号	西条地区、八本松地区 高屋地区、黒瀬地区 河内地区	(株)伯和総業	〒739-0021 東広島市西条町助実35-2	安本 養伯	082-422-2094
東広島市3号	西条地区、八本松地区 高屋地区、志和地区 黒瀬地区、福富地区 豊栄地区、河内地区	(株)三井開発	〒739-0151 東広島市八本松町原4792	三井 崇裕	082-429-3231
東広島市4号	安芸津地区 (風早地区・大田地区・ 小松原地区)	(株)ニシアケ	〒739-2403 東広島市安芸津町風早 10541-1	山本 健一	0846-46-1117
東広島市5号	安芸津地区 (木谷地区・三津地区)	(有)安芸津衛生	〒739-2403 東広島市安芸津町風早1358	山中 貴弘	0846-45-3840

(4) 液状一般廃棄物処理実績

ア 広島中央エコパーク(汚泥再生処理センター)

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
し 尿	12,008kl	12,054kl	99
浄化槽汚泥	69,551kl	70,166kl	99
合 計	81,559kl	82,220kl	99

直接処理コスト

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
し 尿 ・ 1kl当たり	703円	833円	84
浄化槽汚泥 1人当たり	301円	360円	84

※1kl当たりの処理コストは維持管理費を処理量で除した額。

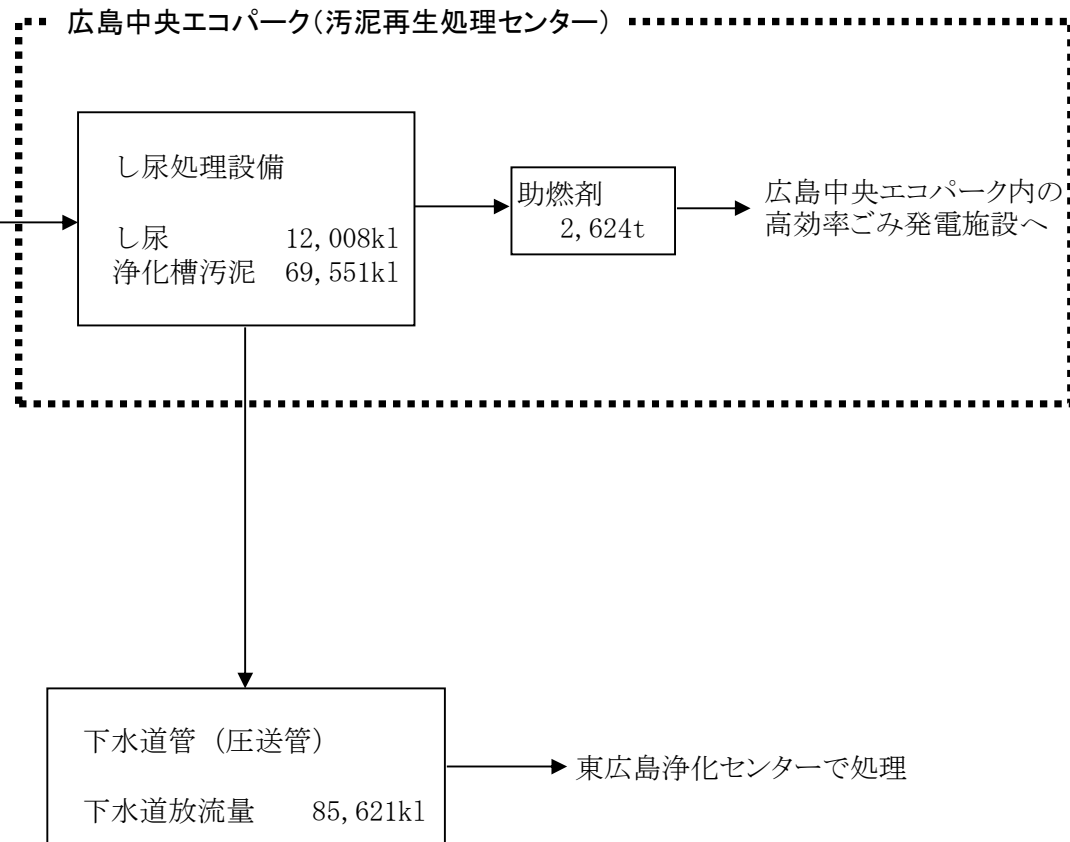
イ 東広島浄化センター(圧送管送水)

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
下水道放流量	85,621kl	86,748kl	99

(5) 液状一般廃棄物処理フローシート

西条・八本松・高屋・志和・黒瀬・福富・
豊栄・河内・安芸津地区

し尿	12,008kl
浄化槽汚泥	69,551kl
合 計	81,559kl



4 固形状一般廃棄物処理事業実績

(1) 固形状一般廃棄物収集実績

区 分		令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
可燃ごみ	家庭系	23,077t	22,751t	101
	事業系	22,842t	22,542t	101
	小 計	45,919t	45,293t	101
可燃性粗大ごみ	家庭系	537t	556t	97
	事業系	245t	91t	269
	小 計	782t	647t	121
不燃性粗大ごみ	家庭系	627t	666t	94
	事業系	84t	97t	87
	小 計	711t	763t	93
ビン・缶	家庭系	1,202t	1,273t	94
	事業系	456t	510t	89
	小 計	1,658t	1,783t	93
ペットボトル		224t	228t	98
リサイクルプラ		1,389t	1,415t	98
その他プラ		203t	197t	103
危険ごみ		178t	186t	96
有害ごみ		38t	38t	100
新聞・雑誌等		1,057t	1,172t	90
生ごみ(たい肥)		31t	23t	135
合 計		52,190t	51,745t	101
直接搬入ごみ	家庭系	3,435t	4,186t	82
	事業系	4,186t	3,677t	114
	小 計	7,621t	7,863t	97
総 計		59,811t	59,608t	100

各町別内訳(令和7年度)

区 分		西条、八本松、 高屋、志和地区	黒瀬地区	福富地区	豊栄地区	河内地区	安芸津地区	合計
可燃ごみ	家庭系	17,473t	3,084t	324t	283t	685t	1,228t	23,077t
	事業系	18,510t	2,616t	123t	176t	894t	523t	22,842t
	小 計	35,983t	5,700t	447t	459t	1,579t	1,751t	45,919t
可燃性粗大ごみ	家庭系	317t	109t	13t	23t	30t	45t	537t
	事業系	222t	12t	1t	0t	1t	9t	245t
	小 計	539t	121t	14t	23t	31t	54t	782t
不燃性粗大ごみ	家庭系	436t	71t	10t	24t	38t	48t	627t
	事業系	76t	0t	0t	0t	0t	8t	84t
	小 計	512t	71t	10t	24t	38t	56t	711t
ビン・缶	家庭系	885t	155t	19t	26t	49t	68t	1,202t
	事業系	407t	33t	0t	3t	0t	13t	456t
	小 計	1,292t	188t	19t	29t	49t	81t	1,658t
ペットボトル		158t	28t	4t	5t	10t	19t	224t
リサイクルプラ		1,078t	156t	20t	20t	47t	68t	1,389t
その他プラ		152t	21t	4t	5t	9t	12t	203t
危険ごみ		112t	28t	3t	9t	9t	17t	178t
有害ごみ		24t	5t	1t	2t	3t	3t	38t
新聞・雑誌等		841t	78t	11t	16t	41t	70t	1,057t
生ごみ(たい肥)		31t	-	-	-	-	-	31t
合 計		40,722t	6,396t	533t	592t	1,816t	2,131t	52,190t
直接搬入ごみ	家庭系	2,869t	300t	23t	33t	105t	105t	3,435t
	事業系	2,919t	313t	76t	83t	388t	407t	4,186t
	小 計	5,788t	613t	99t	116t	493t	512t	7,621t
総 計		46,510t	7,009t	632t	708t	2,309t	2,643t	59,811t

※広島中央エコパークに直接搬入された新聞・雑誌等は、地区別に分別できないため、「西条、八本松、高屋、志和地区」の直接搬入ごみ(家庭系)に含めている。

※資源回収は市の施設で収集しないため含めていない。

※「不燃性粗大ごみ(家庭系)」の中には、小型家電(拠点回収)が含まれる。

(2) 令和8年度固形状一般廃棄物収集運搬(処分)業者

○東広島市委託業者一覧

(令和8年4月1日時点)

番号	区域	委託業者名	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	備 考
アー1	西条・高屋・八本松・志和	(有)八本松クリーナー	739-0151	東広島市八本松町原1264	高嶋 義信	082-429-0039	
イー2		(有)東広島クリーナー	739-0002	東広島市西条町吉行181-4	藤岡 弘	082-422-3388	
ウー3		(株)西条クリーナー	739-0016	東広島市西条岡町7-20	志路 トヨミ	082-423-2575	
エー4		(株)山田クリーナー	739-0021	東広島市西条町助実1706	山田 哲也	082-437-3560	
オー5		(有)エスシーシー	739-2113	東広島市高屋町高屋東1930-4	鈴木 大次郎	082-434-4171	
カー6		(有)沖田商店	739-0262	東広島市志和町志和東3990-3	沖田 良春	082-433-3138	
キー7		(有)原田クリーナー	739-0265	東広島市志和町冠2666	原田 亨	082-433-3688	
クー8		(有)ひまわり産業	739-0007	東広島市西条土与丸六丁目3-48	黒田 富夫	082-426-3636	
サー1	黒瀬	(有)岡本環境保全	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾1770-2	岡本 悠	0823-82-4800	
ター1	福富	(株)都市ビルサービス	739-0151	東広島市八本松町原4792	廣田 吉則	082-429-3737	
ナー1	豊栄	(有)山崎金属	729-1406	三原市大和町下徳良2456-3	山崎 正人	0847-33-0070	
ハー1	河内	(株)ヤマコ	739-2303	東広島市福富町久芳1535-27	元川 博道	082-435-3855	
ヒー2		(有)新空港産業	739-2202	東広島市河内町下河内10194-28	夜見 学	082-437-1535	
フー3		(公社)東広島市シルバー人材センター	739-0015	東広島市西条栄町9-18	倉本 道正	082-426-4683	拠点回収のみ全域
マー1	安芸津	松岡鋼業(株)	739-2402	東広島市安芸津町三津1433	松岡 立一	0846-45-1525	
ムー1		(有)松岡環境サニタニ	739-2402	東広島市安芸津町三津4724-2	松岡 七枝	0846-45-2795	
メー1		(株)ニシアケ	739-2403	東広島市安芸津町風早10541-1	山本 健一	0846-46-1117	
モー1		(株)カワノ	739-2403	東広島市安芸津町風早541-1	義川 敬一	0846-45-0016	
ワー1	全域	(株)東広環境保全	739-0025	東広島市西条中央三丁目5-20	安本 養伯	082-423-5311	ふれあい収集運搬業務

○東広島市許可業者一覧

(令和8年4月1日時点)

番号	区域	許可業者名	郵便番号	住 所	代表者名	電話番号	備 考
101		(株)都市ビルサービス	739-0151	東広島市八本松町原4792	廣田 吉則	082-429-3737	
105	西条・高屋・八本松・志和	オスカー管財(株)	739-0021	東広島市西条町助実1636-1	金田 秀子	082-423-5652	
106		(株)瀬野川総業	739-2102	東広島市高屋町杵原3303-1	櫻河内 泰徳	082-434-1932	
110		(株)原田金属クリーナー	739-0265	東広島市志和町冠2666	原田 百合子	082-433-3688	
115		共栄興産(株)	739-0151	東広島市八本松町原2668-2	沖本 道佳	082-429-2524	
116		(株)アンドー	739-0153	東広島市吉川工業団地8-10	安東 紀彦	082-420-9022	
117		ダイナミック商事(株)	739-0142	東広島市八本松東3-11-18	河本 貢司	082-420-1217	
121		(株)後藤組	739-0024	東広島市西条町御菌宇2530-5	尾中 正士	082-423-5469	
126		(有)西条金属	739-0001	東広島市西条町西条139	大藤 典正	082-422-6042	
127		東広島環境開発センター(有)	739-2113	東広島市高屋町高屋東1903-1	鈴木 孝幸	082-434-5977	
128		(株)きやま商会	739-0024	東広島市西条町御菌宇765	木山 通宏	082-423-8315	
201	黒瀬	(有)心祥	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1432	岡本 悠	0823-83-1107	
202		(株)都市ビルサービス	739-0151	東広島市八本松町原4792	廣田 吉則	082-429-3737	
301	福富	(株)都市ビルサービス	739-0151	東広島市八本松町原4792	廣田 吉則	082-429-3737	
401	豊栄	(有)山崎金属	729-1406	三原市大和町下徳良2456-3	山崎 正人	0847-33-0070	
501	河内	(有)新空港産業	739-2202	東広島市河内町下河内10194-28	夜見 学	082-437-1535	
502		(有)山陽美研	739-2201	東広島市河内町中河内783-10	大瀬戸 勝恵	082-437-2350	
503		(株)河谷商店	739-2208	東広島市河内町入野1199-1	河谷 龍雲	082-437-1312	
504		(株)都市ビルサービス	739-0151	東広島市八本松町原4792	廣田 吉則	082-429-3737	収集場所限定 (安芸カントリークラブ)
601	安芸津	(株)ニシアケ	739-2403	東広島市安芸津町風早10541-1	山本 健一	0846-46-1117	
602		(有)松岡環境サニタニ	739-2402	東広島市安芸津町三津4724-2	松岡 七枝	0846-45-2795	
603		(株)カワノ	739-2403	東広島市安芸津町風早541-1	義川 敬一	0846-45-0016	
605		松岡鋼業(株)	739-2402	東広島市安芸津町三津1433	松岡 立一	0846-45-1525	
608		(株)新川	739-2403	東広島市安芸津町風早10579	新川 貴志	0846-45-5555	収集運搬業限定 道路ごみ(動物の死体)
131	全域	(株)スナダ	739-0264	東広島市志和町七条桜板10488-160	砂田 恭延	082-433-6110	収集運搬業・処分業 (どちらもFRP船舶限定)

(3) 年度別排出量の推移

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
西条地区 八本松地区 高屋地区 志和地区	可燃物処理 施設に搬入	家庭系	22,079t	22,166t	22,101t	21,445t	20,495t	20,320t
		事業系	20,415t	20,464t	21,003t	21,011t	20,974t	21,649t
		小計	42,494t	42,630t	43,104t	42,456t	41,469t	41,969t
	不燃物処理 施設に搬入	家庭系	4,910t	4,089t	3,621t	3,394t	3,273t	3,184t
		事業系	704t	648t	601t	568t	543t	485t
		小計	5,614t	4,737t	4,222t	3,962t	3,816t	3,669t
	直接資源化		1,178t	1,273t	1,279t	1,175t	963t	872t
	資源回収等		897t	873t	813t	726t	664t	611t
合 計		50,183t	49,513t	49,418t	48,319t	46,912t	47,121t	
黒瀬地区	可燃物処理 施設に搬入	家庭系	3,817t	3,805t	3,820t	3,749t	3,547t	3,483t
		事業系	2,928t	2,862t	2,751t	2,703t	2,867t	2,940t
		小計	6,745t	6,667t	6,571t	6,452t	6,414t	6,423t
	不燃物処理 施設に搬入	家庭系	991t	783t	597t	570t	517t	474t
		事業系	46t	45t	48t	45t	39t	34t
		小計	1,037t	828t	645t	615t	556t	508t
	直接資源化		124t	120t	109t	93t	89t	78t
	資源回収等		243t	239t	230t	197t	189t	169t
合 計		8,149t	7,854t	7,555t	7,357t	7,248t	7,178t	
福富地区	可燃物処理 施設に搬入	家庭系	404t	370t	384t	367t	370t	364t
		事業系	151t	152t	184t	178t	154t	200t
		小計	555t	522t	568t	545t	524t	564t
	不燃物処理 施設に搬入	家庭系	100t	87t	69t	65t	57t	57t
		事業系	0t	0t	0t	0t	0t	0t
		小計	100t	87t	69t	65t	57t	57t
	直接資源化		13t	12t	13t	12t	12t	11t
	資源回収等		93t	79t	73t	64t	67t	61t
合 計		761t	700t	723t	686t	660t	693t	
豊栄地区	可燃物処理 施設に搬入	家庭系	423t	385t	398t	465t	462t	350t
		事業系	258t	261t	253t	273t	233t	259t
		小計	681t	646t	651t	738t	695t	609t
	不燃物処理 施設に搬入	家庭系	219t	161t	81t	91t	86t	80t
		事業系	7t	4t	4t	4t	2t	3t
		小計	226t	165t	85t	95t	88t	83t
	直接資源化		4t	5t	10t	12t	17t	16t
	資源回収等		92t	93t	80t	70t	52t	49t
合 計		1,003t	909t	826t	915t	852t	757t	
河内地区	可燃物処理 施設に搬入	家庭系	925t	949t	1,008t	939t	907t	829t
		事業系	896t	1,062t	1,220t	1,097t	1,165t	1,283t
		小計	1,821t	2,011t	2,228t	2,036t	2,072t	2,112t
	不燃物処理 施設に搬入	家庭系	269t	213t	176t	176t	162t	156t
		事業系	6t	6t	5t	3t	0t	0t
		小計	275t	219t	181t	179t	162t	156t
	直接資源化		50t	50t	47t	44t	38t	41t
	資源回収等		114t	110t	117t	111t	106t	83t
合 計		2,260t	2,390t	2,573t	2,370t	2,378t	2,392t	
安芸津地区	可燃物処理 施設に搬入	家庭系	1,553t	1,596t	1,540t	1,452t	1,380t	1,388t
		事業系	606t	619t	633t	658t	914t	939t
		小計	2,159t	2,215t	2,173t	2,110t	2,294t	2,327t
	不燃物処理 施設に搬入	家庭系	655t	491t	262t	247t	240t	225t
		事業系	63t	44t	20t	22t	26t	21t
		小計	718t	535t	282t	269t	266t	246t
	直接資源化		0t	50t	87t	75t	76t	70t
	資源回収等		85t	133t	133t	139t	122t	105t
合 計		2,962t	2,933t	2,675t	2,593t	2,758t	2,748t	

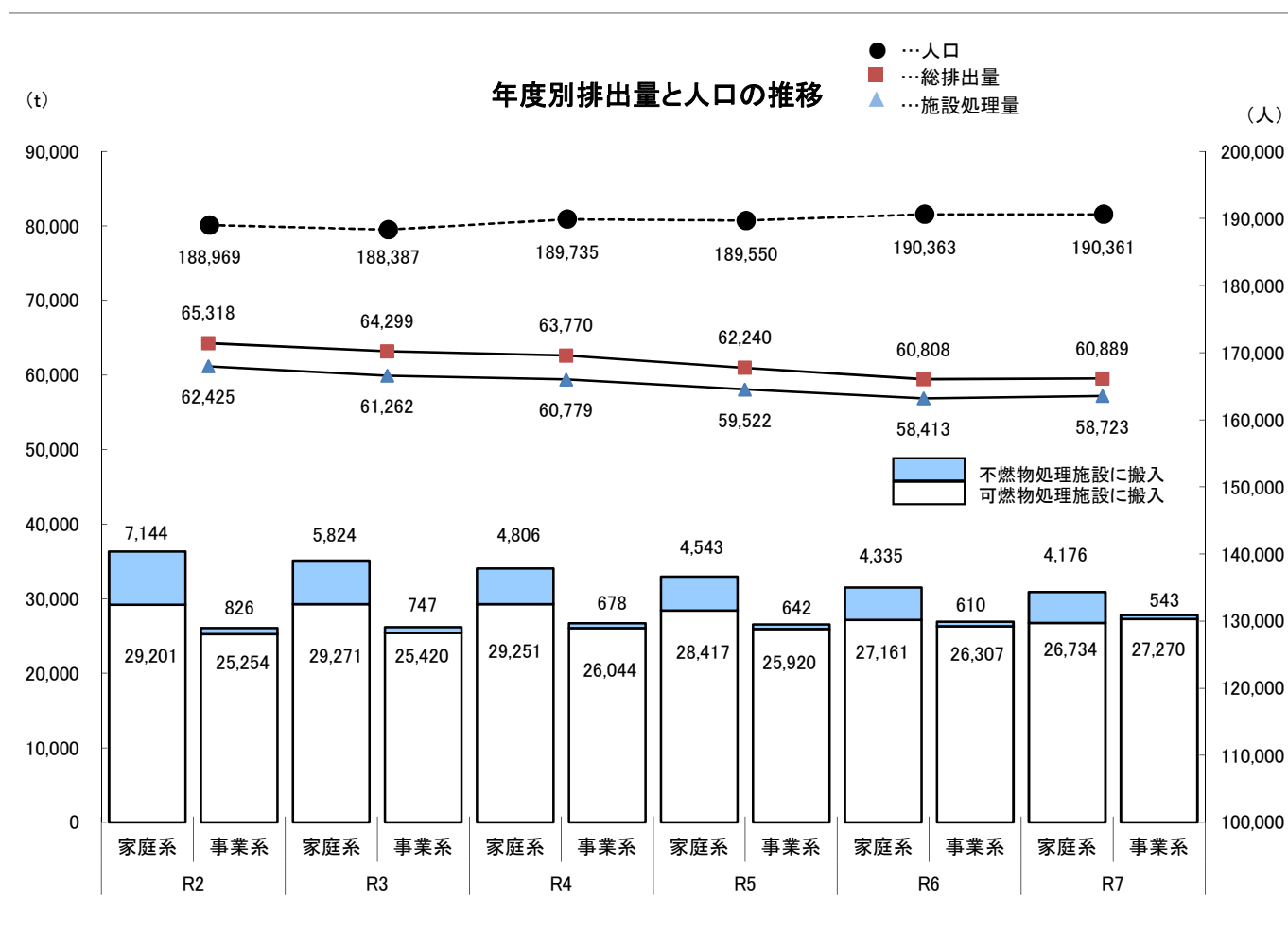
区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合 計	可燃物処理 施設に搬入	家 庭 系	29,201t	29,271t	29,251t	28,417t	27,161t	26,734t
		事 業 系	25,254t	25,420t	26,044t	25,920t	26,307t	27,270t
		小 計	54,455t	54,691t	55,295t	54,337t	53,468t	54,004t
	不燃物処理 施設に搬入	家 庭 系	7,144t	5,824t	4,806t	4,543t	4,335t	4,176t
		事 業 系	826t	747t	678t	642t	610t	543t
		小 計	7,970t	6,571t	5,484t	5,185t	4,945t	4,719t
	直接資源化		1,369t	1,510t	1,545t	1,411t	1,195t	1,088t
	資源回収等		1,524t	1,527t	1,446t	1,307t	1,200t	1,078t
	合 計		65,318t	64,299t	63,770t	62,240t	60,808t	60,889t
一人当たり	ごみ排出量/日	947g	935g	921g	900g	875g	876g	
	資源化量/日	92g	145g	201g	200g	179g	170g	
	資源化率	9.7%	15.5%	21.8%	22.2%	20.5%	19.4%	

※直接資源化 …… ステーションに出された新聞・雑誌など処理施設に搬入せず直接資源化したもの。
ただし、安芸津地区は直接資源化せず、いったん施設に搬入するので、不燃物処理施設の実績に含む(R3.9.30まで)。

※資源回収等 …… 家庭から排出されるごみのうち、ごみとして排出される前に、自主的に資源を回収しリサイクルしたもの。

※資源化量 …… 施設資源化量(処理施設において資源化した量)、直接資源化量及び資源回収等量の計を人口で除したもの。

※資源化率 …… ごみ排出量に占める資源化量の割合。



※総排出量は、家庭や事業所から排出された量、施設処理量は、施設に搬入されて処理した量であり、この差が、資源回収や拠点回収、新聞雑誌の回収で施設に搬入されず直接資源化された量である。

(4) 固形状一般廃棄物処理実績

ア 賀茂環境センター(粗大ごみ処理施設)

区 分		令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
不燃性粗大ごみ	家庭系	1,308t	1,381t	95
	事業系	86t	99t	87
	小計	1,394t	1,480t	94
ビン・缶	家庭系	1,202t	1,273t	94
	事業系	457t	511t	89
	小計	1,659t	1,784t	93
ペットボトル		224t	228t	98
リサイクルプラ		1,390t	1,415t	98
有害ごみ		52t	38t	137
合 計		4,719t	4,945t	95

※「不燃性粗大ごみ(家庭系)」の中には、小型家電(拠点回収)が含まれる。

①各町別内訳(令和7年度)

区 分		西条、八本松 高屋、志和地区	黒瀬地区	福富地区	豊栄地区	河内地区	安芸津地区	計
不燃性粗大ごみ	家庭系	1,024t	130t	13t	27t	47t	67t	1,308t
	事業系	77t	1t	0t	0t	0t	8t	86t
	小計	1,101t	131t	13t	27t	47t	75t	1,394t
ビン・缶	家庭系	885t	155t	19t	26t	49t	68t	1,202t
	事業系	408t	33t	0t	3t	0t	13t	457t
	小計	1,293t	188t	19t	29t	49t	81t	1,659t
ペットボトル		158t	28t	4t	5t	10t	19t	224t
リサイクルプラ		1,079t	156t	20t	20t	47t	68t	1,390t
有害ごみ		38t	5t	1t	2t	3t	3t	52t
合 計		3,669t	508t	57t	83t	156t	246t	4,719t

※「不燃性粗大ごみ(家庭系)」の中には、小型家電(拠点回収)が含まれる。

②直接処理コスト

区分		令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
不燃ごみ	1t当たり	2,838円	2,814円	101
	1人当たり	46円	49円	94

※処理に直接必要な電気、燃料代の年間金額を年間搬入量及び処理人口で除した額

③資源化量及び資源化率

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
鉄	627t	685t	92
スチール缶プレス	107t	120t	89
アルミ	113t	118t	96
アルミ缶プレス	110t	118t	93
カレット(白)	133t	81t	164
カレット(茶)	182t	194t	94
ペットボトル	194t	193t	101
リサイクルプラ	958t	1,001t	96
小型家電	21t	20t	105
その他	0t	0t	—
合 計	2,445t	2,530t	97
回収資源率	52.4%	51.6%	102

※粗大ごみ処理施設に搬入された不燃性粗大ごみ、ビン・缶、ペットボトル、リサイクルプラのうち資源化されたもの。

イ 賀茂環境センター（一般廃棄物最終処分場）

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
焼 却 灰	0t	0t	—
飛 灰	0t	0t	—
不 燃 物	0t	0t	—
埋 立 ご み	0t	0t	—
脱 水 ケ ー キ	0t	0t	—
小 計	0t	0t	—
覆 土	0t	0t	—
合 計	0t	0t	—

※「覆土」は、約5年に一度発生する。

①直接処理コスト

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
埋 立 物 1t当たり	0円	0円	—

※処理に直接必要な電気、燃料代の年間金額を年間搬入量で除した額

ウ 賀茂環境センター（一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設）

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
浸 出 水	11,806m ³	13,198m ³	89

①直接処理コスト

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
浸 出 水 1m ³ 当たり	948円	886円	107

※処理に直接必要な電気、薬品代の年間金額を年間搬入量で除した額

ウ 広島中央エコパーク(高効率ごみ発電施設)

区 分		令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
可 燃 ご み	家庭系	24,709t	25,089t	98
	事業系	26,895t	26,005t	103
	小 計	51,604t	51,094t	101
可 燃 性 粗 大 ご み	家庭系	1,448t	1,596t	91
	事業系	375t	302t	124
	小 計	1,823t	1,898t	96
そ の 他 プ ラ		204t	198t	103
危 険 ご み		373t	278t	134
合 計		54,004t	53,468t	101

※広島中央エコパークは、令和3年10月1日供用開始。

①各町別内訳(令和7年度)

区 分		西条、八本松 高屋、志和地区	黒瀬地区	福富地区	豊栄地区	河内地区	安芸津地区	計
可 燃 ご み	家庭系	18,828t	3,234t	335t	300t	733t	1,279t	24,709t
	事業系	21,321t	2,907t	199t	258t	1,281t	929t	26,895t
	小 計	40,149t	6,141t	534t	558t	2,014t	2,208t	51,604t
可 燃 性 粗 大 ご み	家庭系	1,063t	193t	20t	35t	60t	77t	1,448t
	事業系	328t	33t	1t	1t	2t	10t	375t
	小 計	1,391t	226t	21t	36t	62t	87t	1,823t
そ の 他 プ ラ		153t	21t	4t	5t	9t	12t	204t
危 険 ご み		276t	35t	5t	10t	27t	20t	373t
合 計		41,969t	6,423t	564t	609t	2,112t	2,327t	54,004t

②資源化量

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
ス ラ グ	4,935t	5,183t	95
メ タ ル	514t	575t	90
新聞・雑誌・ダンボール	78t	79t	99
鉄	37t	33t	112
山 元 還 元	1,640t	1,650t	99
コ ン ク リ ート 殻	20t	22t	91
合 計	7,224t	7,542t	96

※鉄は、処理施設に搬入されたマットレス等のうち資源化されたもの。

※コンクリート殻は、令和5年度途中から資源化開始。

③直接処理コスト

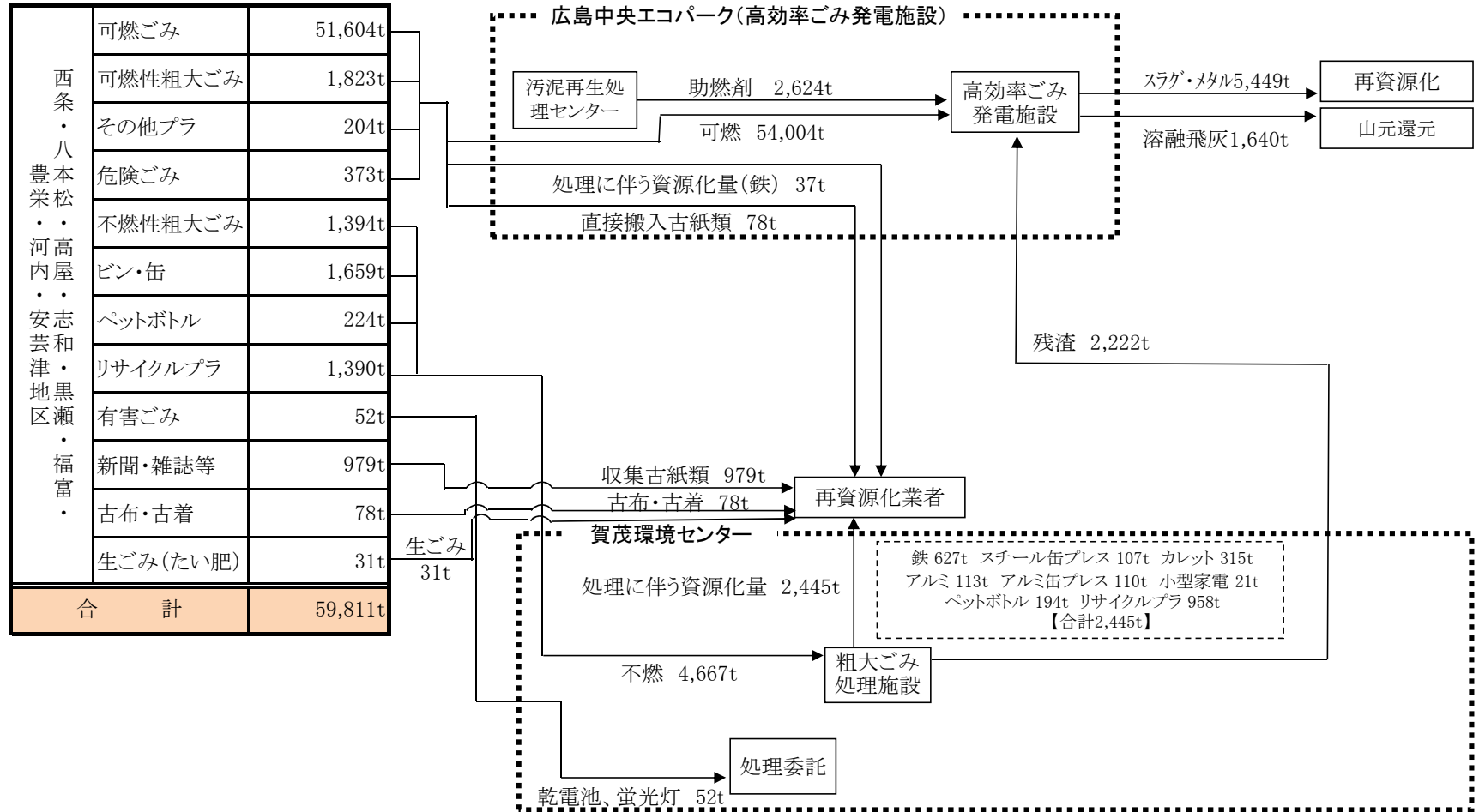
区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
可 燃 ご み	1t当たり	4,189円	104
	1人当たり	1,189円	105

※1t当たりの処理コストは処理に必要な電気、水道、燃料、薬品代の年間支出相当額を処理量で除した額

④広島中央エコパーク(施設全体)

区 分	令和7年度	令和6年度	指数(令和6年度=100)
発 電 量	40,795,740kwh	40,229,540kwh	101
電 気 使 用 量	14,146,580kwh	13,791,452kwh	103

(5) 固形状一般廃棄物処理フローシート



(6) 資源回収推進団体報償金交付事業実績

ア 廃棄物の減量化及び再資源化を促進するとともに、市民の廃棄物処理に対する意識の向上を図ることを目的として、家庭から出た廃棄物のうち、再資源化できるもので、対象品目にあたるものを自主的に資源回収し、資源回収業者に引き渡した団体に対して、報償金を交付している。

イ 対象団体
地域住民で組織され、かつ、営利を目的としない団体
(住民自治協議会、町内会、老人会、女性会、子ども会、PTA、スポーツ少年団など)

ウ 対象品目
①古紙類、②繊維類、③金属類、④瓶類、⑤廃食用油

エ 報償金の額
①10円/kg(全品目一律)、②資源回収業者に処分料を支払った場合は、①の額に処分料を加算する。

オ 令和7年度実績
登録団体数：222団体
資源回収量：1,078 t
活動団体数：201団体
報 償 金 額：10,775,650円

地 区	ごみ排出量	登録団体数	活動団体数	うち資源回収量	内 訳			
					古紙類	繊維類	金属類	びん類
西条地区、八本松地区、高屋地区、志和地区	47,123t	158団体	141団体	611t	570,778kg	9,331kg	28,225kg	2,202kg
黒瀬地区	7,178t	40団体	36団体	169t	155,643kg	4,667kg	7,677kg	692kg
福富地区	693t	6団体	5団体	61t	57,954kg	1,505kg	1,870kg	165kg
豊栄地区	756t	7団体	6団体	49t	46,470kg	269kg	2,081kg	207kg
河内地区	2,391t	5団体	6団体	83t	78,758kg	1,532kg	2,716kg	184kg
安芸津地区	2,748t	6団体	7団体	105t	90,526kg	10,544kg	2,212kg	1,357kg
合 計	60,889t	222団体	201団体	1,078t	1,000,129kg	27,848kg	44,781kg	4,807kg

※ごみの総排出量に対する資源回収量の割合は約1.8%

※活動後に、年度途中時点で廃止した団体あり。

カ 年度別資源回収実績

年 度	ごみ排出量	活動団体数	資源回収量	内 訳			
				古紙類	繊維類	金属類	びん類
令和2年度	65,318t	209団体	1,524t	1,412t	38t	66t	8t
令和3年度	64,299t	206団体	1,527t	1,406t	47t	66t	8t
令和4年度	63,770t	200団体	1,446t	1,346t	38t	55t	7t
令和5年度	62,240t	191団体	1,307t	1,214t	35t	52t	6t
令和6年度	60,808t	195団体	1,200t	1,111t	34t	50t	5t
令和7年度	60,889t	201団体	1,078t	1,000t	28t	45t	5t

(7) 生ごみ処理容器等設置助成金交付事業実績

ア 家庭から出るごみのうち、生ごみを堆肥化又は減量・減容化することにより、廃棄物の減量化を推進することを目的として、生ごみ処理容器等の購入に要する経費に対し、生ごみ処理容器等設置助成金(令和5年度までは購入費補助金)として、その一部を助成している。

イ 対象品目・助成率等

対象品目	特徴	処理量	助成 個数	助成 率	助成 限度額
①生ごみ処理容器	土中の動物、微生物等の活動を利用して生ごみを堆肥にし、又は消滅させる容器(段ボールで作られたものを除く。)		2個	1/2	10,000円
②かばん型コンポスト容器	生ごみ処理容器のうち、かばんの形状の容器		3個		
③生ごみ処理機	電氣的動力により生ごみを乾燥させ、若しくは微生物等の活動を利用するために用いる専用原料と生ごみをかくはんし、又はこれらの方法を組み合わせることにより、生ごみを減量し、又は堆肥にする機器(生ごみを粉砕して水とともに排水管に流すものを除く。)		1個	1/2	30,000円
④小型剪(せん)定枝破砕機	動力を利用して樹木の剪(せん)定枝等を破砕し、及びチップ化する機器		1個		

※ 購入の日の翌日から次の年数を経過したときは、買い替えの場合も助成の対象となる。

対象品目①:4年、対象品目②:3年、対象品目③～④:7年

ウ 令和7年度実績

地 区	生ごみ処理容器 助成数	かばん型コンポスト容器 助成数	生ごみ処理機 助成数	小型剪(せん)定枝破砕機 助成数	合 計
	助成金額	助成金額	助成金額	助成金額	
西条地区、八本松地区、高屋地区、志和地区	44個 177,500円	7個 10,900円	133個 3,257,500円	13個 239,400円	197個 3,685,300円
黒 瀬 地 区	11個 61,300円	0個 0円	13個 309,300円	0個 0円	24個 370,600円
福 富 地 区	2個 11,300円	0個 0円	3個 70,700円	2個 39,900円	7個 121,900円
豊 栄 地 区	2個 13,700円	0個 0円	3個 90,000円	1個 18,500円	6個 122,200円
河 内 地 区	4個 16,000円	1個 1,200円	7個 197,600円	1個 14,800円	13個 229,600円
安芸津地区	6個 26,300円	0個 0円	3個 71,500円	0個 0円	9個 97,800円
合 計	69個 306,100円	8個 12,100円	162個 3,996,600円	17個 312,600円	256個 4,627,400円

エ 年度別交付数実績

年 度	生ごみ処理容器			かばん型コンポスト容器	生ごみ処理機	小型剪定枝破砕機	合 計
	コンポスト容器	ミズコンポスト容器	EM菌処理容器				
令和元年度	43個	0個	3個		64個	12個	122個
令和2年度	85個	2個	5個		95個	22個	209個
令和3年度	69個	0個	9個		111個	6個	195個
令和4年度	66個	4個	5個		86個	12個	173個
令和5年度	99個	0個	2個	36個	123個	22個	282個
令和6年度	49個	2個	8個	2個	168個	17個	246個
令和7年度	65個	1個	3個	8個	162個	17個	256個

(8) 生ごみ処理機貸出事業実績

ア 市民が実際に生ごみ処理機を使用し、その効果を体験することにより、処理機の普及を促進し、市民による生ごみの自家処理の推進及びごみ排出量の削減等に繋げることを目的として、市民に対し生ごみ処理機の貸出しを行っている。

イ 貸出機種等

(1) 貸出機種・貸出用台数等

機 種	貸出 台数	本体 重量	寸 法 (mm)	最大処理量	(参考) 処理時間
パナソニックMS-N53XD	2台	12kg	幅268×奥365×高550 (蓋開放時の高さ770)	約2kg／回 約8kg／日	(生ごみ700gの場合) 標準モード 約2時間15分／約24円 ソフト乾燥モード 約3時間30分／約30円
島産業PCL-31	1台	約2.1kg	直径215×高さ283	700g／回	(生ごみ700gの場合) 多めモード 約9時間／約27円
島産業PCL-33	2台	約2.1kg	直径215×高さ283	700g／回	(生ごみ700gの場合) 通常モード 約9時間／約27円
島産業PCL-35	1台	約2.1kg	直径215×高さ283	700g／回	(生ごみ700gの場合) 通常モード 約8時間40分／約30円
島産業PPC-11	3台	約4.1kg	幅230×奥行270×高270	約1kg／回	(生ごみ500gの場合) バリバリモード 約7時間30分／約28円 ソフトモード 約5時間20分／約23円
loofen(ルーフェン) SLW01	2台	6kg	幅270×奥行380×高350	約300g／回	(生ごみ300gの場合) 約8時間／約28円

※電気代は電力料金目安単価27円/kWh(税込)で計算されたものである。

※島産業PCL-31、島産業PCL-33については、機種更新のため、10月以降貸出を中止とした。

(2) 貸出期間 2か月以内

(3) 貸出台数等 1世帯につき1台、1回限り

※令和7年12月31日より、貸出回数は1世帯につき2回までとし、貸出期間は通算して2か月以内とした。

ウ 年度別実績

地 区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
西 条 地 区	18台	29台	26台	17台	17台	41台
八 本 松 地 区	8台	8台	9台	1台	5台	13台
高 屋 地 区	5台	3台	4台	4台	7台	12台
志 和 地 区	1台	3台	0台	0台	0台	0台
黒 瀬 地 区	1台	3台	3台	2台	3台	4台
福 富 地 区	1台	1台	0台	1台	1台	1台
豊 栄 地 区	0台	0台	0台	1台	1台	0台
河 内 地 区	0台	2台	2台	0台	0台	2台
安 芸 津 地 区	0台	1台	0台	1台	0台	1台
合 計	34台	50台	44台	27台	34台	74台

(9) ごみステーション収集用ボックス等整備補助金交付事業実績

ア ごみの適正な排出と環境の保全を図ることを目的に、地域のごみステーション収集用ボックス・ごみ散乱防止用ネットの購入費用の一部を補助している。

イ 対象経費

ごみ収集用ボックス本体、ごみ散乱防止用ネットの購入費用(自作の場合は、本体材料費のみ)

ウ 補助率等

区 分	補助率	上限額
ごみ収集用ボックス	1/2以内	20万円
ごみ散乱防止用ネット	2/3以内	5万円

エ 年度別設置数実績

地 区	令和3年度 設置数(うちネット)	令和4年度 設置数(うちネット)	令和5年度 設置数(うちネット)	令和6年度 設置数(うちネット)	令和7年度 設置数(うちネット)
西 条 地 区	9件 (0件)	8件 (0件)	10件 (1件)	12件 (0件)	2件 (0件)
八 本 松 地 区	7件 (0件)	2件 (0件)	5件 (0件)	2件 (0件)	1件 (0件)
高 屋 地 区	14件 (8件)	8件 (0件)	2件 (0件)	3件 (0件)	3件 (0件)
志 和 地 区	1件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	1件 (0件)	1件 (0件)
黒 瀬 地 区	2件 (0件)	4件 (0件)	1件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)
福 富 地 区	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	1件 (0件)
豊 栄 地 区	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)	0件 (0件)
河 内 地 区	4件 (0件)	5件 (0件)	11件 (0件)	1件 (0件)	0件 (0件)
安 芸 津 地 区	3件 (0件)	2件 (0件)	1件 (0件)	0件 (0件)	1件 (0件)
合 計	40件 (8件)	29件 (0件)	30件 (1件)	19件 (0件)	9件 (0件)

オ 年度別補助金交付実績

年 度	収集用ボックス	ごみ散乱 防止用ネット	合 計
令和3年度	4,361,000円	16,000円	4,377,000円
令和4年度	4,102,000円	0円	4,102,000円
令和5年度	4,627,000円	2,000円	4,629,000円
令和6年度	2,861,000円	0円	2,861,000円
令和7年度	1,257,000円	0円	1,257,000円

(10) ふれあい収集事業実績

ア 高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的として、ごみ出しを自力で行うことが困難な一人暮らし等の高齢者や障がいのある方を対象に、週1回、家庭ごみ(粗大ごみ、引っ越しごみは除く)の戸別収集を行っている。また併せて、利用者の希望に応じて安否確認を行っている。

イ 対象者

市内に住所を有する在宅の者で、かつ、家庭ごみを所定の収集場所まで持ち出すことが困難と認められる、次の要件のいずれかに該当する者

要件		
①	介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項第1号、第2号、同条第4項第1号及び第2号に規定する者	
②	身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害部位
		障害等級
		視覚障害 1、2
		上肢障害 1、2
		下肢障害 1、2、3
		体幹障害 1、2、3
③	療育手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	上肢機能障害 1、2
		移動機能障害 1、2、3
④	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害等級: ④、A
⑤	①～④に掲げるもののほか、特別の事情により市長が必要と認める者又は世帯	障害等級: 1級

ア ひとり暮らしの場合
イ 世帯が①～④の該当する者のみで構成される場合
ウ ア及びイに準ずる者又は世帯

ウ 令和7年度末時点の利用状況

地区	一人暮らし(うち安否確認あり)	複数世帯(うち安否確認あり)	合 計
西条地区	122世帯 (30世帯)	35世帯 (10世帯)	157世帯 (40世帯)
八本松地区	80世帯 (28世帯)	15世帯 (3世帯)	95世帯 (31世帯)
高屋地区	56世帯 (10世帯)	13世帯 (4世帯)	69世帯 (14世帯)
志和地区	31世帯 (6世帯)	9世帯 (2世帯)	40世帯 (8世帯)
黒瀬地区	99世帯 (15世帯)	26世帯 (3世帯)	125世帯 (18世帯)
福富地区	6世帯 (2世帯)	3世帯 (1世帯)	9世帯 (3世帯)
豊栄地区	13世帯 (1世帯)	4世帯 (1世帯)	17世帯 (2世帯)
河内地区	20世帯 (1世帯)	10世帯 (1世帯)	30世帯 (2世帯)
安芸津地区	43世帯 (10世帯)	9世帯 (2世帯)	52世帯 (12世帯)
合計	470世帯 (103世帯)	124世帯 (27世帯)	594世帯 (130世帯)

※世帯数には、一時停止中の世帯を含む。

※安否確認世帯数は、「毎回確認する世帯」と「ごみ出しがない時のみ確認する世帯」の合計。

(11) ごみ指定袋交付事業実績

ア 家庭ごみの有料化により、ごみの減量化や資源化を促進しているが、紙おむつは分別や資源化ができないことに加えて、使用しないといった選択もできない。このことから、2歳未満の乳幼児を養育する人、公的支援措置として紙おむつの交付を受けておられる人を対象に、ごみ指定袋を直接交付することで、その負担を軽減している。

イ 対象者

- ①2歳未満の乳幼児を養育している人 ②紙おむつ購入助成券受給者(障がい者)
③日常生活用具等給付券受給者(障がい者) ④紙おむつ購入助成券受給者(高齢者)

ウ 交付する指定袋の種類

※交付は1組(10枚)単位

- ・家庭系ごみ指定袋40L(オレンジ色) ・家庭系ごみ指定袋20L(オレンジ色)
・事業系ごみ指定袋45L(赤色) ・事業系ごみ指定袋20L(赤色)

エ 交付組数

- ①：申請日の属する月から乳幼児が満2歳に達する日の属する月までの月数に100Lを乗じた容量分に相当する組数(1組に満たない端数が生じる場合は切り上げ)
※最大24か月分一括交付(1対象者につき一度のみ交付)
②：申請日の属する月から翌年度の7月までの月数(ただし、申請日の属する月が4～7月の場合は当該年度の7月までの月数)に、それぞれ200Lを乗じた容量分に相当する組数(1組に満たない端数が生じる場合は切り上げ)
③～④：申請日の属する月から当該年度の3月までの月数に、それぞれ200Lを乗じた容量分に相当する組数(1組に満たない端数が生じる場合は切り上げ) ※対象者には毎年度交付

オ 年度別申請件数及び交付実績

区 分		2歳未満		おむつ券 (障がい者)		日常生活用具 (障がい者)		おむつ券 (高齢者)	
		交付組数	申請件数	交付組数	申請件数	交付組数	申請件数	交付組数	申請件数
令和3年度	家庭系40L	3,789組	1,604件	1,714組	533件	17組	11件	112組	34件
	家庭系20L	5,084組		1,751組		36組		98組	
	事業系45L	2,032組		278組		10組		3組	
	事業系20L	1,402組		33組		27組		0組	
	合 計	12,307組		3,776組		90組		213組	
令和4年度	家庭系40L	4,027組	1,615件	2,198組	715件	10組	14件	110組	56件
	家庭系20L	4,871組		2,565組		45組		280組	
	事業系45L	1,848組		377組		15組		7組	
	事業系20L	1,685組		94組		28組		0組	
	合 計	12,431組		5,234組		98組		397組	
令和5年度	家庭系40L	3,625組	1,459件	2,833組	696件	20組	10件	108組	46件
	家庭系20L	4,412組		3,263組		27組		206組	
	事業系45L	1,708組		690組		12組		6組	
	事業系20L	1,556組		124組		11組		12組	
	合 計	11,301組		6,910組		70組		332組	
令和6年度	家庭系40L	3,474組	1,404件	2,020組	606件	61組	19件	192組	60件
	家庭系20L	4,024組		2,136組		43組		186組	
	事業系45L	1,688組		304組		6組		6組	
	事業系20L	1,436組		97組		23組		24組	
	合 計	10,622組		4,557組		133組		408組	
令和7年度	家庭系40L	3,596組	1,388件	2,118組	647件	55組	16件	167組	58件
	家庭系20L	3,932組		2,103組		51組		174組	
	事業系45L	1,664組		447組		6組		8組	
	事業系20L	1,556組		198組		12組		35組	
	合 計	10,748組		4,866組		124組		384組	

(12) 食品残さ資源化促進事業実績

ア 食品残さの資源化を促進するとともに、一般廃棄物の減量化及び二酸化炭素の排出の抑制を図るため、飲食料品等小売業者が排出する食品残さの資源化に要する費用に対して補助金を交付している。

イ 補助対象経費

- ①食品残さの資源化の委託に要する費用
- ②食品残さの収集及び運搬の委託に要する費用
- ③補助対象事業の実施に必要な物品の購入に要する費用(事業開始年度に限る)

ウ 補助金の額(1店舗につき1月当たり)

補助対象経費の合計額の1/2または10万円のいずれか低い額

エ 補助対象食品残さ収集量実績

令和7年度:31,405kg

オ 補助金交付実績

令和7年度:1,528,000円

(13) 機密文書資源化処理費助成金交付事業実績

ア 市内の事業者から排出される機密文書の資源化を促進するとともに、紙ごみの資源化及び減量化を図るため、機密文書の資源化処理に要する費用に対して助成金を交付している。

イ 助成対象経費

機密文書の資源化の委託に要する費用

ウ 助成金の額(1事業者につき1回当たり)

助成対象経費の1/2または3万円のいずれか低い額
(一の年度において1事業者につき4回、総額で10万円を限度)

エ 助成対象機密文書資源化処理量実績

令和7年度:65,938kg

オ 助成金交付実績

令和7年度:1,123,000円

3 資 料

1 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例

昭和 55 年 3 月 18 日

条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他別に定めがあるもののほかこの条例の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び浄化槽法の例によるものとする。

(市の責務)

第 3 条 市は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により一般廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図るための施策を講じなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、一般廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関する市民並びに事業者の意識の啓発を図るとともに、必要な情報を提供しなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、一般廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により一般廃棄物の再生利用を図ること等による一般廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めなければならない。

3 市民は、一般廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が一般廃棄物となった場合において、市が行う一般廃棄物の処理に支障が生ずるものについては、自らその回収等に努めなければならない。

3 事業者は、一般廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第 6 条 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所に、紙くず、吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物を、一般廃棄物の不法投棄の誘発を防止するよう適正に管理し、清潔を保つように努めなければならない。

(廃棄物減量等推進員)

第 6 条の 2 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に熱意と識見を有する者のうちから、必要に応じて廃棄物減量等推進員を委嘱するものとする。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに地域の清潔の保持の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

(一般廃棄物の処理に係る市民等の義務)

第 7 条 市民又は占有者（以下これらの者を「市民等」という。）は、自ら処分できない一般廃棄物については、規則で定める分別の方法により市長が指定する袋に収納し、所定の収集場所に集める等、市長が指示する方法に従って排出しなければならない。

2 前項の袋には、市長が指示する分別の方法以外の方法により有毒物、危険物若しくは悪臭を発生する物を収納し、又は市が行う処理作業に支障を及ぼす物を混入してはならない。

3 市民等は、他の市民等と相互に協力して所定の収集場所を清潔に保つようにしなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理に係る事業者の義務)

第 8 条 事業者は、事業系一般廃棄物で、自ら処理できないものの処理を市長が指定する一般廃棄物処理施設において受けようとするときは、あらかじめ市長に届け出て、規則で定める分別

の方法により市長が指定する袋に収納して、所定の収集場所に集める等、市長が指示する方法に従わなければならない。

- 2 前項の袋（別表において「事業系一般廃棄物指定袋」という。）には、有毒物、危険物若しくは悪臭を発する物を収納し、又は市が行う処理作業に支障を及ぼす物を混入してはならない。（一般廃棄物の自己処理）

第9条 市民等又は事業者は、その土地若しくは建物内の一般廃棄物又は事業系一般廃棄物を自ら処理しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に定める基準に準じて行わなければならない。

（一般廃棄物の臨時処理）

第10条 市民等又は事業者は、多量に若しくは臨時に一般廃棄物又は事業系一般廃棄物の処理を市長が指定する一般廃棄物処理施設において受けようとするときは、市長にその処理について届け出なければならない。

（指導等）

第11条 市長は、第7条又は第8条の規定が遵守されていないと認めるときは、市民等又は事業者に対し、必要な措置をとるよう指導するものとする。

- 2 市長は、多量の一般廃棄物を生ずる市民等又は多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対し、当該一般廃棄物又は事業系一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。
- 3 市長は、多量の事業系一般廃棄物を生ずる事業者に対し、当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成及びその提出を指示することができる。

（一般廃棄物処理実施計画の告示）

第12条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定による一般廃棄物処理実施計画を事業年度の初めに告示するものとする。

- 2 市長は、前項の計画について重要な変更を行つたときは、その都度、変更の内容を告示するものとする。

（廃棄物の持ち去り禁止）

第13条 市長が指定する事業者以外のものは、前条に規定する一般廃棄物処理実施計画に従つて一般家庭から排出された一般廃棄物（別表において「家庭系一般廃棄物」という。）で、市に登録された収集場所に保管されているものを持ち去つてはならない。

（一般廃棄物処理手数料）

第14条 市は、一般廃棄物の処理を市長が指定する一般廃棄物処理施設において行うときは、当該一般廃棄物の排出者から、別表に定める額の手数料（以下この条において「処理手数料」という。）を徴収する。

- 2 既納の処理手数料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 3 市長は、規則で定める特別の事由があると認めるときは、処理手数料の額を減額し、又はその納付を免除することができる。

（特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料）

第15条 市は、市において特定家庭用機器廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物であつて、規則で定める要件に該当するものをいう。以下同じ。）の収集及び運搬を行うときは、特定家庭用機器廃棄物を排出する者から特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料を徴収する。

- 2 前項の特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の額は、特定家庭用機器廃棄物1個につき3,500円とする。
- 3 特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の徴収の時期及び徴収の方法並びに特定家庭用機器廃棄物の排出の方法は、規則で定める。
- 4 既納の特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料は、返還しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その手数料の全部又は一部を返還することができる。
- 5 市長は、特別の事由があると認めるときは、特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の額を減額し、又はその納付を免除することができる。

（一般廃棄物収集運搬業の許可等申請手数料）

第16条 市は、法第7条第1項、第2項、第6項若しくは第7項若しくは第7条の2第1項又は浄化槽法第35条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可若しくは許可の更新、一般廃棄物処分業の許可若しくは許可の更新、一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業の事業範

囲の変更の許可又は浄化槽清掃業の許可（以下これらを「一般廃棄物収集運搬業等の許可等」という。）を受けようとする者から、一般廃棄物収集運搬業等の許可等の申請の際、次に掲げる手数料を徴収する。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 5,000円
- (2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 5,000円
- (3) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 5,000円
- (4) 一般廃棄物処分業許可更新申請手数料 1件につき 5,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 5,000円
- (6) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 5,000円
- (7) 浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき 5,000円

2 既納の手料金は、返還しない。

（一般廃棄物処理施設の設置許可等申請手数料）

第17条 市は、法第8条第1項、第9条第1項、第9条の5第1項又は第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置許可若しくは変更の許可、一般廃棄物処理施設の譲受け等許可又は一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併若しくは分割の認可（以下これらを「一般廃棄物処理施設の設置許可等」という。）を受けようとする者から、一般廃棄物処理施設の設置許可等の申請の際、次に掲げる手数料を徴収する。

- (1) 法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 1件につき 130,000円
イ ア以外の一般廃棄物処理施設 1件につき 110,000円
- (2) 法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置変更許可申請手数料
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設 1件につき 120,000円
イ ア以外の一般廃棄物処理施設 1件につき 100,000円
- (3) 法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け等許可申請手数料 1件につき 68,000円
- (4) 法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割認可申請手数料 1件につき 68,000円

2 既納の手料金は、返還しない。

（許可証の交付）

第18条 市長は、一般廃棄物収集運搬業等の許可等又は一般廃棄物処理施設の設置許可等をしたときは、規則で定める許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該交付を受けた許可証を損傷し、汚損し、又は亡失したときは、遅滞なく所定の再交付申請書を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

（許可証再交付申請手数料）

第19条 市長は、前条第2項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可等に係る許可証の再交付を受けようとする者から、再交付の申請の際、1件につき2,000円の手料金を徴収する。

2 既納の手料金は、返還しない。

（報告の徴収等）

第20条 市長は、法第18条第1項及び第19条第1項に規定するもののほか、一般廃棄物の適正な処理の確保のため必要があると認めるときは、市民等若しくは事業者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の土地若しくは建物に立ち入らせ、一般廃棄物の排出の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告及び公表）

第21条 市長は、市民等又は事業者が第7条又は第8条の規定に違反していると認める場合において、一般廃棄物の適正な処理を確保するため必要があるときは、これらの者に対し、期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされる者にその旨及びその理由を通知するとともに、その者が意見を述べ、又は証拠を提示する機会を与えなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(一部改正〔平成16年条例104号〕)

(賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の編入等に伴う経過措置)

- 2 平成17年2月7日(以下「編入日」という。)前に、黒瀬町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成2年黒瀬町条例第4号)、福富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成12年福富町条例第34号)、河内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年河内町条例第17号)、安芸津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年安芸津町条例第14号)、賀茂広域行政組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例(昭和60年賀茂広域行政組合条例第17号)又は大和町豊栄町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成13年大和町豊栄町環境衛生組合条例第1号)(以下これらを「旧各町等の条例」という。)の規定により交付された許可証は、この条例の規定により交付した許可証とみなす。

(追加〔平成16年条例104号〕)

- 3 編入日前に旧各町等の条例に基づき課された、又は課すべきであつた手数料については、それぞれ旧各町等の条例の例による。

(追加〔平成16年条例104号〕)

- 4 安芸津町の区域における一般廃棄物の処理を竹原安芸津環境センター及び竹原安芸津最終処分場において行う間の第8条第1項の規定の適用については、同項中「するときは、あらかじめ市長に届け出て」とあるのは、「するときは」とし、第10条及び第14条の規定は、当該区域内で生じた事業系一般廃棄物については、適用しない。

(全部改正〔平成21年条例38号〕、一部改正〔平成28年条例34号〕)

附 則(昭和61年12月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項及び第15条第1項の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則(平成5年3月19日条例第5号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月21日条例第39号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第104号)

この条例は、平成17年2月7日から施行する。

附 則(平成19年3月7日条例第14号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定(「種別ごとに分別して各別の容器」を「市長の指示する分別の方法に従い、市長が指定する袋」に改める部分、「市長が指示する方法に従わ」を「市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力し」に改める部分及び「容器」を「袋」に改める部分に限る。)は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 東広島市廃棄物処理施設設置及び管理条例(平成16年東広島市条例第48号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成21年9月29日条例第38号)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、第2条の規定による廃止前の東広島市廃棄物処理施設設置及び管理条例第5条及び東広島市賀茂環境衛生センター多目的広場設置及び管理条例第8条の規定により納付すべき使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年６月２９日条例第３４号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して１年３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成２９年規則第１号で平成２９年８月１日から施行）

（経過措置）

- 2 改正後の東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例（以下「新条例」という。）第１４条第１項の規定により徴収する処理手数料（家庭系一般廃棄物（新条例第１３条に規定する家庭系一般廃棄物をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に相応する新条例第７条第１項に規定する袋（家庭系一般廃棄物を収納すべきものに限る。以下「新指定袋」という。）への家庭系一般廃棄物の収納についての同項の規定は、平成２９年１０月１日以後に収集され、又は市長が指定する一般廃棄物処理施設（以下「指定施設」という。）に自ら搬入する家庭系一般廃棄物について適用する。
- 3 平成３０年３月３１日までの間に収集され、又は指定施設に自ら搬入する家庭系一般廃棄物に限り、改正前の東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例（以下「旧条例」という。）第７条第１項に規定する袋（家庭系一般廃棄物を収納すべきものに限る。）に収納して旧条例の定めるところにより排出された家庭系一般廃棄物は、前項の規定にかかわらず、新指定袋に収納して排出されたものとみなす。
- 4 前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成２９年２月２８日条例第９号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１４条第３項及び別表の改正規定は平成２９年１０月１日から、第６条の次に１条を加える改正規定は平成３０年４月１日から施行する。

別表（第14条関係）

一般廃棄物の区分		袋等の種類		手数料の額
家庭系一般廃棄物	1 市長が指定した袋により排出すべきものの	燃やせるごみ用	10リットル袋	1袋につき 10円
			20リットル袋	1袋につき 20円
			40リットル袋	1袋につき 40円
		資源ごみ用	10リットル袋	1袋につき 5円
			20リットル袋	1袋につき 10円
			40リットル袋	1袋につき 20円
	2 市長が従量により手数料を徴収することが適当と認めるもの（家庭系一般廃棄物を排出する者が自ら搬入するものに限る。）	処理券		次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 20キログラム以下の場合 130円 (2) 20キログラムを超える場合 前号に掲げる額に、20キログラムを超える部分が20キログラムに達するごとに130円を加えた額
事業系一般廃棄物	1 事業系一般廃棄物指定袋により排出すべきものの	燃やせるごみ用	20リットル袋	1袋につき 30円
			45リットル袋	1袋につき 70円
			90リットル袋	1袋につき 140円
		ビン・缶用	30リットル袋	1袋につき 40円
			90リットル袋	1袋につき 120円
	2 事業系一般廃棄物指定袋による排出が困難な粗大ごみ	処理券		1個につき 300円
	3 市長が従量により手数料を徴収することが適当と認めるもの（事業系一般廃棄物を排出する事業者が自ら搬入するものに限る。）	処理券		次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 20キログラム以下の場合 200円 (2) 20キログラムを超える場合 前号に掲げる額に、20キログラムを超える部分が20キログラムに達するごとに200円を加えた額

2 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例施行規則

平成19年 3 月 30 日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)並びに東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例(昭和55年東広島市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大掃除の計画)

第2条 市長は、法第5条第3項の規定による大掃除の計画については、東広島市環境基本条例(平成22年東広島市条例第2号)第9条第1項に規定する環境基本計画により策定し、公表するものとする。

(廃棄物減量等推進員)

第2条の2 廃棄物減量等推進員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(分別の方法等)

第3条 条例第7条第1項に規定する規則で定める分別の方法は、原則として次に掲げる区分に分別する方法とする。

- (1) 燃やせるごみ(紙、布類、木くず、生ごみ、ゴム、皮類、灰、複合素材製品等であって、条例第7条第1項の市長が指定する袋(第5号及び第6号において「家庭系指定袋」という。)に入る大きさのものをいう。)
- (2) 瓶及び缶
- (3) リサイクルプラ(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第1項に規定する容器包装(次号において「容器包装」という。)であって、主としてプラスチック製のもの(次号に掲げるものを除く。)をいう。)
- (4) ペットボトルごみ(主としてプラスチック製の容器包装であって、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成7年政令第411号)第1条第2号に規定する飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器その他その容器に係る分別基準適合物を燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものとして主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器をいう。)
- (5) その他プラ(プラスチック製品であって、家庭系指定袋に入る大きさのもの(前2号に掲げるものを除く。)をいう。)
- (6) 危険ごみ(陶磁器類、ガラス類、刃物類等であって、家庭系指定袋に入る大きさのものをいう。)
- (7) 粗大ごみ(次に掲げるものをいう。)
 - ア 燃やせる粗大ごみ(家具類、寝具類、大型陶磁器類、大型ガラス類等をいう。)
 - イ 燃やせない粗大ごみ(家庭電器製品(条例第15条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物を除く。)、金物類、大型プラスチック製品、自転車、大型刃物類等をいう。)
- (7) 有害ごみ(蛍光管、乾電池、小型充電式電池、ライター、水銀体温計等をいう。)
- (8) 新聞・雑誌類(次に掲げるものをいう。)
 - ア 新聞(チラシを含む。)
 - イ 雑誌
 - ウ 段ボール
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、家庭から排出される古紙類

2 条例第8条第1項の規則で定める分別の方法は、原則として次に掲げる区分に分別する方法とする。

- (1) 燃やせるごみ(紙、布類、木くず、生ごみ、前項第1号の複合素材製品と同等のもの等をいう。)
- (2) 瓶及び缶
- (3) 燃やせる粗大ごみ(家具類及び寝具類をいう。)
- (4) 燃やせない粗大ごみ(金物類及び前項第7号イの大型プラスチック製品と同等のものをいう。)

3 条例第7条第1項及び第8条第1項の市長が指定する袋（第5条の2において「指定袋」という。）は、第1項第1号から第5号まで及び第7号並びに前項第1号及び第2号に掲げるごみの種類の区分に応じ、別表第1に定めるところによる。

4 前項の規定にかかわらず、家庭系一般廃棄物（条例別表家庭系一般廃棄物の部2の款に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）及び事業系一般廃棄物（同表事業系一般廃棄物の部2の款及び3の款に掲げるものに限る。以下この項において同じ。）については、一般廃棄物処理券（同表に定める額の処理手数料の納付と引換えに交付する紙片をいう。）を当該家庭系一般廃棄物又は事業系一般廃棄物に添える方法により、排出することができる。

（市の公共施設から排出される廃棄物の処理）

第4条 市長は、市の公共施設から排出される一般廃棄物等を前条第1項の規定により分別して処理するものとする。

（事業系一般廃棄物の処理）

第5条 第3条第2項に定めるもののほか、条例第8条第1項の規定により事業系一般廃棄物の処理を市長が指定する施設において受けようとする事業者が市長に行う届出は、別に定める事業系一般廃棄物処理依頼届出書によるものとする。

2 条例第8条第1項の規定により前項の届出を行った事業者に対し市長が行う事業系一般廃棄物の分別の方法等についての指示は、告示その他の方法により行うものとする。

（交付の単位）

第5条の2 指定袋は、10袋を1組として交付するものとする。

（指導の方法）

第5条の3 条例第11条第1項の規定による指導は、一般廃棄物適正排出指導書（別記様式第1号）の交付又は口頭により行うものとする。

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第5条の4 条例第14条第3項の規則で定める特別の事由は、一般廃棄物を排出する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 2歳未満の者（本市の区域内に住所を有する者に限る。）を養育していること。

(2) 次項の規定による申請をした日の属する年度において、次のいずれかの物件の交付を受けたこと。

ア 東広島市紙おむつ購入助成券交付事業実施要綱（平成11年東広島市告示第101号）

第1条の東広島市紙おむつ購入助成券

イ 東広島市高齢者家族介護用品支給事業実施要綱（平成17年東広島市告示第147号）

第1条に規定する介護用品購入助成券

ウ 東広島市障害者日常生活用具等給付事業実施要綱（平成18年東広島市告示第305号）

第6条第2項の日常生活用具等給付券

(3) 火災その他の災害により損害を受けたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が条例別表に定める額の手数を徴収することが適当でないと認める特別の事情があること。

2 条例第14条第3項の規定による処理手数料の減額又は免除を受けようとする者は、別に定める申請書（当該申請が前項第3号に掲げる事由によるものである場合にあっては、当該申請書及び被災証明書その他市長が必要と認める書類）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が前項第4号に掲げる事由があると認める場合であって、同号に規定する特別の事情を考慮して当該申請書を市長に提出することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

（特定家庭用機器廃棄物の要件）

第6条 条例第15条第1項に規定する規則で定める特定家庭用機器廃棄物の要件は、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第9条の規定による小売業者の引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物であって、同法第19条に規定する料金を製造業者等に支払ったものとする。

（特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の徴収の時期）

第7条 条例第15条第3項に規定する規則で定める特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の徴収の時期は、当該特定家庭用機器廃棄物を排出する時までとする。

（特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の徴収の方法）

第8条 条例第15条第3項に規定する規則で定める特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の徴収の方法は、市長が別に定める納入通知書により、市長が指定する金融機関において当該特定

家庭用機器廃棄物を排出する者が納付することにより行うものとする。

(特定家庭用機器廃棄物の排出の方法)

第9条 条例第15条第3項に規定する規則で定める特定家庭用機器廃棄物の排出の方法は、前条の規定により特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料を納付した際に金融機関から交付される領収済証を当該特定家庭用機器廃棄物に貼付し、市長が指定する場所において排出するものとする。

(特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の返還)

第10条 条例第15条第4項ただし書に規定する特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の返還は、過納金又は誤納金が生じた場合に行うものとする。

(特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の減免)

第11条 条例第15条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の額の減額又はその納付の免除は、次に掲げる場合に行うものとし、その減額又は免除の額はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 火災その他により災したため特定家庭用機器廃棄物を市長が指定する場所に排出する場合 当該特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の額
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特定家庭用機器廃棄物収集運搬手数料の額を減額し、又はその納付を免除する特別の事由があると認める場合 市長が定める額
- (一般廃棄物処理業の許可申請等)

第12条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物の収集運搬業又は処分業（以下これらを「一般廃棄物処理業」という。）の許可を受けようとする者（以下これらを「許可申請者」という。）は、一般廃棄物処理業許可申請書（別記様式第1号の2。次項において「許可申請書」という。）に誓約書（別記様式第2号）その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第7条第2項若しくは第7項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新又は一般廃棄物処理業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、前項の許可申請書を市長に提出しなければならない。この場合においては、同項の規定にかかわらず、当該添付書類の一部を省略することができるものとする。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第13条 浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の浄化槽清掃業の許可の期間は、2年とする。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請等)

第14条 法第8条第1項又は第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置し、又は当該設置許可に係る事項を変更しようとする者は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（別記様式第4号）又は一般廃棄物処理施設変更許可申請書（別記様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(市町の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第15条 法第9条の3第1項又は第8項の規定により、市町が一般廃棄物処理施設を設置し、又は当該設置に係る届出事項を変更しようとするときは、一般廃棄物処理施設設置届出書（別記様式第6号）又は一般廃棄物処理施設変更届出書（別記様式第7号）に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可申請)

第16条 法第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（別記様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設設置者の合併又は分割の認可申請)

第17条 法第9条の6第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併（一般廃棄物処理施設設置者である法人と一般廃棄物処理施設設置者でない法人が合併する場合において、一般廃棄物処理施設設置者である法人が存続するときを除く。）又は分割（当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。）の認可を受けようとする者は、合併・分割認可申請書（別記様式第9号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可等の基準)

第18条 第12条の規定による許可等の申請があった場合において、市長が許可するときの基準は、法第7条第5項又は第10項に定めるもののほか、許可申請者が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 市内に1年以上住所を有している者（法人にあっては、市内に事務所又は営業所を有する者）であること。

(2) 自ら業務を実施する者であること。

(3) 一般廃棄物収集運搬業（以下「収集運搬業」という。）の許可の申請にあっては、申請時において提出された作業計画から取扱いが見込まれる廃棄物の量を、許可期間中に収集運搬できると認められる者であること。ただし、収集運搬業の許可の更新申請にあっては、作業計画から取扱いが見込まれた廃棄物の量を許可期間中に処理した実績を有すると認められる者であること。

2 広島中央環境衛生組合を構成する市町（東広島市を除く。）から法第7条第1項の許可を受けている者が、当該許可の範囲内で第12条の規定による許可等の申請をした場合において、一般廃棄物の適正な処理を確保するため特に必要があると認められるときにおける前項の規定の適用については、同項中「法第7条第5項又は第10項に定めるもののほか、許可申請者が次の各号のいずれにも該当する場合とする」とあるのは、「法第7条第5項に定めるところによる」とし、同項各号の規定は、適用しない。

(浄化槽清掃業の許可の基準)

第19条 第13条の規定による許可の申請があった場合において、市長が許可するときの基準は、浄化槽法第36条の定めるところによる。

(一般廃棄物処理施設の設置許可等の基準)

第20条 第14条若しくは第16条の規定による許可又は第17条の規定による認可の申請があった場合において、市長が許可又は認可するときの基準は、法第8条の2第1項及び第2項に定めるもののほか、生活環境の保全を考慮の上、市長が別に定める。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等の縦覧場所)

第21条 法第8条第4項（法第9条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物処理施設設置許可申請書又は一般廃棄物処理施設変更許可申請書及びその添付書類の縦覧は、次に掲げる場所において行うものとする。

(1) 東広島市生活環境部廃棄物対策課

(2) 関係市町の協力が得られた場合には、当該関係市町の庁舎その他の当該関係市町の施設（許可証の交付）

第22条 条例第18条第1項に規定する規則で定める許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証（別記様式第10号）、一般廃棄物処分業許可証（別記様式第11号）、浄化槽清掃業許可証（別記様式第12号）及び一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（別記様式第13号。以下これらを「許可証」という。）とする。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合において生活環境の保全上必要な条件を付けることができる。

3 許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、当該許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え又は再交付)

第23条 許可業者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき又は条例第18条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、遅滞なく一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付申請書（別記様式第14号）又は一般廃棄物処理施設設置許可証書換え・再交付申請書（別記様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該許可証を亡失した場合を除くほか、既に交付を受けている当該許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

3 許可証の再交付を受けた者は、当該亡失した許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(許可業務の変更等の届出)

第24条 一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）又は浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、当該許可に係る許可申請書又は添付書類の記載事項に変更が生じたとき（当該事業の範囲

を変更するときを除く。)は、一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項変更届出書(別記様式第16号)に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、業務の全部若しくは一部を廃止し、又は休止しようとするときは、一般廃棄物収集運搬業等業務(廃止・休止)届出書(別記様式第17号)に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に行わなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業に係る届出 変更又は廃止若しくは休止(以下「変更等」という。)の日から10日以内

(2) 浄化槽清掃業に係る届出 変更等の日から30日以内

4 一般廃棄物処理施設設置者は、法第9条第3項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、軽微な変更等があったとき又は一般廃棄物処理施設を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、遅滞なく、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記様式第18号)に必要な書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。
(欠格要件に係る届出)

第25条 一般廃棄物処理業者及び一般廃棄物処理施設設置者は、法第7条の2第4項又は第9条第6項に規定する場合に該当するに至ったときは、その該当するに至った日から2週間以内に、欠格要件に係る届出書(別記様式第19号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 一般廃棄物処理業者及び一般廃棄物処理施設設置者は、法第7条の2第5項又は第9条第7項に規定する場合に該当するに至ったときは、遅滞なく、欠格要件に係る届出書(別記様式第19号)により、その旨を市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物の最終処分場の埋立処分の終了届出)

第26条 一般廃棄物処理施設設置者は、法第9条第4項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合において、当該最終処分場に係る埋立処分が終了したときは、その終了した日から30日以内に、一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書(別記様式第20号)に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(一般廃棄物最終処分場の廃止確認の申請)

第27条 一般廃棄物処理施設設置者は、法第9条第5項(法第9条の3第11項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合において、当該最終処分場の廃止の確認を受けようとするときは、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記様式第21号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の相続の届出)

第28条 法第9条の7第1項の規定により、一般廃棄物処理施設設置者について相続があったときは、相続人は一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継するものとする。

2 前項の一般廃棄物処理施設設置者の地位を承継した相続人は、法第9条の7第2項の規定により、相続の日から30日以内に、相続届出書(別記様式第22号)に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。

(施設及び器材の検査)

第29条 収集運搬業の許可を受けた者(以下「収集運搬業者」という。)は、収集運搬業に係る施設若しくは器材を使用しようとする場合又は施設若しくは器材の新設、更新、増設、変更若しくは廃止をする場合は、一般廃棄物収集運搬業施設(新設・更新・変更・廃止)届兼施設検査申請書(別記様式第23号)又は一般廃棄物収集運搬業器材(新設・更新・変更・廃止)届兼器材検査申請書(別記様式第24号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査に合格した収集運搬業に係る施設及び器材について、有効期間を付した一般廃棄物収集運搬業(施設・器材)検査証(別記様式第25号。以下「検査証」という。)を交付する。

3 収集運搬業に係る施設及び器材は、検査証の交付を受けた後でなければこれを使用してはならない。

4 収集運搬業者は、検査証を事務所内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

5 検査証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(一般廃棄物処理施設使用前の検査)

第30条 一般廃棄物処理施設設置者は、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、当該許可に係る一般廃棄物処理施設を使用しようとするときは、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記様式第26号)に必要な書類を添えて市長へ提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査を行った場合において、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る申請書に記載した設置に関する計画に適合すると認めたときは、一般廃棄物処理施設使用前検査済証(別記様式第27号)を交付するものとする。

3 一般廃棄物処理施設設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該一般廃棄物処理施設を使用してはならない。

(事業の停止又は使用の停止)

第31条 市長は、一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者又は一般廃棄物処理施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当該事業の全部若しくは一部の停止又は当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。

(1) 法、浄化槽法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) 第18条から第20条までに規定する基準に該当しなくなったとき。

(3) 許可業者が第22条第2項の規定による当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第32条 市長は、一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者又は一般廃棄物処理施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 法、浄化槽法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(3) 第18条から第20条までに規定する基準に該当しなくなったとき。

(許可証又は検査証の返納等)

第33条 一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、許可証若しくは検査証の有効期間が満了したとき又は収集運搬業等の許可等を取り消されたときは、その日から起算して7日以内に、市長に当該許可証又は検査証を返納しなければならない。

2 一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者が廃業し、解散し、若しくは合併し、又は死亡したときは、それぞれ本人、清算人若しくは合併後存続する法人又は相続人は、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証又は検査証を返納しなければならない。

3 一般廃棄物処理業者又は浄化槽清掃業者は、第24条第2項の規定により業務の全部を休止する場合又は第31条の規定により業務の全部の停止を命じられた場合は、許可証又は検査証を一時市長に返納しなければならない。

4 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号に該当するときは、速やかに市長に許可証及び検査済証を返納しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。

(2) 法第8条第1項の許可を取り消されたとき。

5 一般廃棄物処理施設設置者は、第31条の規定により一般廃棄物処理施設の使用の停止を命じられたときは、許可証及び検査済証を一時市長に返納しなければならない。

(業務の実績報告)

第34条 一般廃棄物処理業者は、業務に関し、毎月、一般廃棄物処理業業務実績報告書(別記様式第28号)を作成し、翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(特定一般廃棄物最終処分場の状況等の報告)

第35条 法第8条の5第1項に規定する特定一般廃棄物最終処分場の設置者(当該年度の4月1日において埋立処分が終了しているものを除く。)は、当該特定一般廃棄物最終処分場に関し、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記様式第29号)を毎年度6月30日までに市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物最終処分場台帳)

第36条 市長は、法第19条の12第1項の規定により、第26条の規定による届出について一般廃棄物最終処分場台帳(別記様式第30号)を調製し、これを保管しなければならない。

(一般廃棄物最終処分場台帳の閲覧の請求)

第37条 法第19条の12第3項の規定による閲覧の請求は、一般廃棄物最終処分場台帳閲覧請求書（別記様式第31号）によって行わなければならない。

（指定区域の指定等）

第38条 市長は、法第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域を指定区域として指定する。

2 市長は、前項の指定に係る指定区域台帳（別記様式第32号）を調製し、これを保管しなければならない。

3 第1項の指定は、告示によってその効力を生ずる。

4 市長は、地下にある廃棄物の除去等により、指定区域の全部又は一部について第1項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 第3項の規定は、前項の解除について準用する。

（土地の形質の変更の届出）

第39条 前条第1項の指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、土地の形質の変更届出書（別記様式第33号）に必要な書類を添えて市長に届け出なければならない。ただし、法第15条の19第1項第1号から第4号までの各号に掲げる行為については、この限りでない。

（従業者の従業員証明書）

第40条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その従業者（業務に従事する者。以下同じ。）に従業員証明書（別記様式第34号）を交付するものとする。

2 従業者は、業務に従事するときは常に前項の従業員証明書を携帯し、市職員その他の関係者から求められたときはこれを提示しなければならない。

（立入検査）

第41条 市長は、法第19条第1項の規定による立入検査のうち一般廃棄物処理施設に係るもの及び産業廃棄物の不法投棄などの不適正な処理又はその疑いのある処理について市への通報などにより市が了知した場合の現場の確認に係るもの並びに同項の規定による収去のうち一般廃棄物処理施設に係る立入検査を行うことができる。

（立入検査員証）

第42条 前条の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書（別記様式第35号）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（立入調査員証）

第43条 条例第20条第2項の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式第36号）とする。

（勧告及び公表の方法）

第44条 条例第21条第1項の規定による勧告は、一般廃棄物適正排出勧告書（別記様式第37号）を交付して行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による公表は、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について、公告その他の方法により行うものとする。

(1) 勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）

(2) 勧告の内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（書類の提出部数）

第45条 市長に提出する書類の提出部数は、別表第2のとおりとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項及び別表第1の規定は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年12月7日規則第75号）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 29 日規則第 53 号）

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日規則第 9 号）

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日以後東広島市環境基本条例第 9 条第 1 項の規定により環境基本計画が定められるまでの間は、東広島市環境基本条例附則第 2 項の規定による廃止前の東広島市環境の美化及び保護に関する条例（平成 4 年東広島市条例第 27 号）第 6 条の規定により定められた環境管理計画を環境基本計画とみなして、第 2 条の規定を適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 2 日規則第 42 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 11 日規則第 45 号）

この規則は、平成 24 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 17 日規則第 2 号）

1 この規則は、東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年東広島市条例第 34 号）の施行の日から施行する。ただし、第 2 条、第 12 条第 2 項後段及び第 42 条の改正規定、別表第 2 の改正規定並びに別記様式第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 3 条第 3 項の規定（同条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げるごみに係る部分に限る。）は、平成 29 年 10 月 1 日以後に収集され、又は市長が指定する一般廃棄物処理施設（以下「指定施設」という。）に自ら搬入する家庭系一般廃棄物について適用する。

3 改正前の東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例施行規則第 3 条第 3 項に規定する袋は、平成 30 年 3 月 31 日までの間に収集され、又は指定施設に自ら搬入する家庭系一般廃棄物を同項の定めるところにより収納する場合に限り、新規則別表家庭系一般廃棄物の部に掲げる袋とみなす。

（一部改正〔平成 29 年規則 17 号〕）

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中第 3 条に 1 項を加える改正規定及び第 3 条の規定 平成 29 年 10 月 1 日

(2) 第 1 条中第 2 条の次に 1 条を加える改正規定 平成 30 年 4 月 1 日

(3) 第 2 条の規定 公布の日

附 則（平成 31 年 4 月 26 日規則第 52 号抄）

この規則は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 13 日規則第 72 号）

1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の規則の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 10 日規則第 12 号）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 7 月 27 日規則第 51 号）

1 この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 3 条の規定は、この規則の施行の日以後に収集される家庭系一般廃棄物又は事業系一般廃棄物について適用する。

附 則（令和 4 年 5 月 16 日規則第 32 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分	種類	袋の種類	袋の色
家庭系一般廃棄物	1 第 3 条第 1 項第 1 号、第 6 号及び第 8 号に掲げるごみ	条例別表家庭系一般廃棄物の部 1 の款燃やせるごみ用の項に掲げる袋	半透明の橙色
	2 第 3 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げるごみ	条例別表家庭系一般廃棄物の部 1 の款資源ごみ用の項に掲げる袋	半透明の紫色
事業系一般廃棄物	1 第 3 条第 2 項第 1 号に掲げるごみ	条例別表事業系一般廃棄物の部 1 の款燃やせるごみ用の項に掲げる袋	半透明の赤色
	2 第 3 条第 2 項第 2 号に掲げるごみ	条例別表事業系一般廃棄物の部 1 の款ビン・缶用の項に掲げる袋	半透明の青色

別表第 2 (第 4 5 条関係)

提出書類	提出部数
一般廃棄物処理業許可申請書 (別記様式第 1 号の 2) 浄化槽清掃業許可申請書 (別記様式第 3 号) 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書 (別記様式第 8 号) 合併・分割認可申請書 (別記様式第 9 号) 一般廃棄物収集運搬業等許可証再交付申請書 (別記様式第 1 4 号) 一般廃棄物処理施設設置許可証書換え・再交付申請書 (別記様式第 1 5 号) 一般廃棄物収集運搬業等許可申請事項変更届出書 (別記様式第 1 6 号) 一般廃棄物収集運搬業等業務 (廃止・休止) 届出書 (別記様式第 1 7 号) 一般廃棄物収集運搬業施設 (新設・更新・変更・廃止) 届兼施設検査申請書 (別記様式第 2 3 号) 一般廃棄物収集運搬業器材 (新設・更新・変更・廃止) 届兼器材検査申請書 (別記様式第 2 4 号) 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書 (別記様式第 2 6 号) 一般廃棄物処理業業務実績報告書 (別記様式第 2 8 号) 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書 (別記様式第 2 9 号) 一般廃棄物最終処分場台帳閲覧請求書 (別記様式第 3 1 号)	1 部
一般廃棄物処理施設設置許可申請書 (別記様式第 4 号) 一般廃棄物処理施設変更許可申請書 (別記様式第 5 号)	1 部 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号) 第 5 条の 2 に規定する一般廃棄物処理施設については、法第 8 条第 4 項の規定による縦覧に必要な部数に市が指示する部数を加えた部数)
一般廃棄物処理施設設置届出書 (別記様式第 6 号) 一般廃棄物処理施設変更届出書 (別記様式第 7 号) 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 (別記様式第 1 8 号) 欠格要件に係る届出書 (別記様式第 1 9 号) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書 (別記様式第 2 0 号) 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (別記様式第 2 1 号) 相続届出書 (別記様式第 2 2 号) 土地の形質の変更届出書 (別記様式第 3 3 号)	2 部

3 東広島市資源回収推進団体報償金交付要綱

平成 17 年 2 月 7 日
告示第 55 号

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物のうち再資源化をすることができるものの自主的な回収（以下「資源回収」という。）を行った団体に対し、予算の範囲内において資源回収推進団体報償金（以下「報償金」という。）を交付することにより、廃棄物の減量化及び再資源化を促進するとともに、市民の廃棄物処理に対する意識の向上を図ることを目的とする。
- 2 報償金の交付に関しては、東広島市補助金等交付規則(平成 24 年東広島市規則第 4 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象団体)

- 第 2 条 報償金の交付の対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、市内の住民自治協議会その他の町内会、女性会、子ども会等の地域住民で組織する団体その他市長が適当と認める団体（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- (1) 地域住民で組織されていない団体
- (2) 営利を目的とする団体

(報償金の交付)

- 第 3 条 報償金は、市内の一般家庭から排出された廃棄物であって再資源化をすることができるもののうち次に掲げるもの（以下「資源物」という。）を対象団体が回収した場合において、当該資源物を資源回収業者（廃棄物のうち有用なものの回収を業として行う者をいう。以下同じ。）が引き取ったときに、当該対象団体の申請により交付するものとする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) 金属類
- (4) 瓶類
- (5) 廃食用油

(報償金の額)

- 第 4 条 報償金の額は、資源回収業者が引き取った資源物の重量に 1 キログラム当たり 10 円を乗じて得た額とする。

- 2 資源物の引取りに当たって資源回収業者に対しての処分料を支払った場合における報償金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に当該処分料の額に相当する額を加えた額とする。

(資源回収推進団体の届出)

- 第 5 条 対象団体は、報償金の交付を受けようとするときは、資源回収を実施する前に、東広島市資源回収推進団体届出書により市長に届け出て、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた対象団体（以下「資源回収推進団体」という。）は、当該届出をした事項に変更が生じたとき、又は資源回収の実施を廃止したときは、東広島市資源回収推進団体届出事項変更（廃止）届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前項の規定による廃止の届出があったときは、当該資源回収推進団体に係る第 1 項の登録を抹消するものとする。

(交付の申請)

- 第 6 条 資源回収推進団体は、報償金の交付の申請をしようとするときは、資源回収を実施した後、東広島市資源回収推進団体報償金交付申請書に資源回収業者が発行した計量伝票を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 4 月から 9 月までの資源回収分 当該年度の 10 月 31 日まで
- (2) 10 月から翌年の 3 月までの資源回収分 当該年度の 3 月 31 日まで

- 2 瓶類の資源回収に係る前項の規定による申請については、同項の規定にかかわらず、計量伝票の添付を要しないものとする。

(資源回収業者の登録の申請)

- 第 7 条 資源回収推進団体から資源物を引き取りようとする資源回収業者は、東広島市資源回収業者登録申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、登録を受けなければならない。

(1) 市税の滞納がないことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 資源回収業者として登録を受けることができる者は、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体とする。

(資源回収業者の登録の通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは、登録した旨を東広島市資源回収業者登録通知書により資源回収業者に通知するものとする。

2 前項(次条第3項において準用する場合を含む。)の規定による登録は、当該登録をした日の属する年度の末日までにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 第1項の規定による登録を1月31日から3月31日までの間にした場合における前項の規定の適用については、同項中「年度」とあるのは、「年度の翌年度」とする。

(資源回収業者の登録の更新)

第9条 前条第1項の規定による登録を受けた資源回収業者(以下「登録資源回収業者」という。)は、同条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による登録の更新を受けようとするときは、同条第2項の期間が満了する日の属する月の前月の初日から、同日から起算して14日を経過する日までの間に、東広島市資源回収業者登録更新申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、当該登録資源回収業者に市税の滞納があるときは、市長は、前条第2項の規定による登録の更新を行わないものとする。

3 前条第1項の規定は、第1項の規定による登録の更新の申請があった場合について準用する。
(変更等の届出)

第10条 登録資源回収業者は、第8条第1項の規定により登録を受けた事項に変更が生じたとき、又は資源回収推進団体からの資源物の引取りを廃止したときは、東広島市資源回収業者登録事項変更(廃止)届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の規定による廃止の届出があった場合について準用する。
(登録の取消し)

第11条 市長は、資源回収推進団体又は登録資源回収業者が違法又は不当な行為その他の不適切な行為を行ったと認めるときは、登録を取り消すことができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による書類の様式その他報償金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

2 平成17年2月7日前に、安芸津町資源ごみ回収推進団体報償金交付要綱(平成8年安芸津町告示第6号)又は賀茂広域行政組合資源回収推進団体補助金交付要綱(平成4年賀茂広域行政組合告示第7号)(以下これらを「旧町等の規程」という。)の規定により申請を行った者に係る補助金については、それぞれ旧町等の規程の例による。

附 則(平成21年3月12日告示第53号)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の東広島市資源回収推進団体補助金交付要綱第10条の規定により資源回収業者届出書を提出している資源回収業者は、改正後の東広島市資源回収推進団体補助金交付要綱第11条の規定による登録した旨の通知を受けたものとみなす。

附 則(平成23年3月24日告示第78号)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の東広島市資源回収推進団体補助金交付要綱第11条の規定により登録を受けている資源回収業者は、改正後の東広島市資源回収推進団体報償金交付要綱第10条の規定による登録を受けたものとみなす。

附 則(平成24年2月21日告示第49号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日告示第93号)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現に改正前の東広島市資源回収推進団体報償金交付要綱第9条の規定に

より登録の申請を行っている資源回収業者は、改正後の東広島市資源回収推進団体報償金交付要綱第9条第1項の規定による登録の申請を行っている者とみなす。

附 則（平成27年3月31日告示第180号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日告示第116号）

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の東広島市資源回収推進団体報償金交付要綱の規定による様式により作成された用紙で現に残存するものは、この告示の施行の日から1年間は、所要の修正を加え、使用することができる。

附 則（平成31年4月26日告示第193号抄）

この告示は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第147号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 改正前の告示の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。

4 東広島市生ごみ処理容器等設置助成金交付要綱

令和6年3月29日
告示第158号

(趣旨)

第1条 この告示は、廃棄物の減量化を図るため、生ごみ処理容器等を購入し、及び設置する者に対して、予算の範囲内において生ごみ処理容器等設置助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理容器 土中の動物、微生物等の活動を利用して生ごみを堆肥にし、又は消滅させる容器（段ボールで作られたものを除く。）をいう。
- (2) かばん型コンポスト容器 生ごみ処理容器のうち、かばんの形状の容器をいう。
- (3) 生ごみ処理機 電氣的動力により、生ごみを乾燥させ、若しくは微生物等の活動を利用するために用いる専用原料と生ごみをかくはんすること又はこれらの方法を組み合わせることにより、生ごみを減量し、又は堆肥にする機器（生ごみを粉碎して水とともに排水管に流すものを除く。）をいう。
- (4) 小型剪(せん)定枝破碎機 動力を利用して樹木の剪定枝等を破碎し、及びチップ化する機器をいう。
- (5) 生ごみ処理容器等 生ごみ処理容器、生ごみ処理機及び小型剪定枝破碎機をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（世帯主である者に限る。）とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有していること。
- (2) 購入し、及び設置した生ごみ処理容器等により生成された物を、自己の責任において適正に処理することができること。
- (3) 納期限が到来している市税（その延滞金を含む。第6条第1項第5号において同じ。）の滞納がないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成金の対象となる経費（第3項及び次条第1項において「助成対象経費」という。）は、次に掲げる機器であって、一般家庭で用いるものの購入に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。

- (1) 生ごみ処理容器（次号に掲げる機器を除く。以下同じ。）
- (2) かばん型コンポスト容器
- (3) 生ごみ処理機
- (4) 小型剪定枝破碎機

2 前項に掲げる機器は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が自ら居住する住宅に設置するものであること。
- (2) 設置前において、使用されたものでないこと。

3 助成対象経費には、次に掲げる経費は含まない。

- (1) 生ごみ処理容器等の運送又は設置に要する経費
 - (2) 保証金（一定の期間内に生じた機器の故障について、販売者が修理、交換等の対応をすることを約し、その対価として当該機器を購入した者から受け取る金銭をいう。）とその支払に要する経費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める経費
- (助成金の額等)

第5条 助成金の額は、生ごみ処理容器等1個につき次の表に掲げる区分に応じ、助成対象経費に同表の中欄に定める助成率を乗じて得た額とし、同表の右欄に定める額を限度とする。この

場合において、その額に１００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

区 分	助成率	助成限度額
生ごみ処理容器及びかばん型コンポスト容器	２分の１	１万円
生ごみ処理機及び小型剪定枝破砕機	２分の１	３万円

２ 助成金の交付対象となる生ごみ処理容器等の個数は、１世帯につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める個数を限度とする。

- (１) 生ごみ処理容器 ２個
- (２) かばん型コンポスト容器 ３個
- (３) 生ごみ処理機 １個
- (４) 小型剪定枝破砕機 １個

３ 前項各号に定める個数には、助成金の交付を受けて購入し、及び設置された生ごみ処理容器等の個数を含むものとする。ただし、次の各号に掲げる機器については、購入の日の翌日から起算して当該各号に定める年数を経過したものを除く。

- (１) 生ごみ処理容器 ４年
- (２) かばん型コンポスト容器 ３年
- (３) 生ごみ処理機 ７年
- (４) 小型剪定枝破砕機 ７年

(交付の申請)

第６条 申請者は、次に掲げる申請書類等を市長に提出しなければならない。ただし、第４号及び第５号に掲げる申請書類等については、市が保有する公簿等により申請者の情報を確認することができる場合は、当該申請書類等の提出を省略させることができる。

- (１) 生ごみ処理容器等設置助成金交付申請書兼請求書
- (２) 領収書
- (３) 生ごみ処理容器等の販売者が発行する書類で、次に掲げる事項が記載されているもの
(前号の書類にこれらの事項の記載がある場合を除く。)

ア 申請者の氏名又は申請者と世帯を同一にする者の氏名

イ 生ごみ処理容器等の購入に係る代金を支払った年月日及びその額

ウ 生ごみ処理容器等の製造者の名称

エ 生ごみ処理容器等の名称及び型番

オ 販売者の名称

(４) 住民票

(５) 市税の滞納がないことを証する書類

(６) 生ごみ処理容器等の設置の現況を示す写真

(７) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２ 前項の規定による申請は、第４条第１項各号に掲げる機器の購入後１年以内に行わなければならない。

(交付の決定等)

第７条 市長は、前条第１項の申請書類等を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の適否を決定し、その旨を所定の通知書により申請者に通知し、適当と認めたものについては、助成金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第８条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付を受けて購入し、及び設置した生ごみ処理容器等を、その交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (１) 助成事業者が当該生ごみ処理容器等に係る助成金の全部に相当する額を市に返還したとき。
- (２) 生ごみ処理容器等について、第５条第３項ただし書各号に掲げる機器の区分ごとに、購入の日の翌日から起算して当該各号に定める年数を経過したとき。

２ 前項ただし書に規定する場合のほか、助成事業者は、真にやむを得ない事情がある場合にお

いて、市長の承認を受けたときは、助成金の交付を受けて購入し、及び設置した生ごみ処理容器等を処分することができる。

（報告の徴収等）

第9条 市長は、助成金に係る予算の適正な執行を確保するため特に必要があると認めるときは、助成事業者に対し、当該生ごみ処理容器等の購入、使用等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に質問をさせることができる。この場合においては、助成事業者は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の規定による書類の様式その他助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に購入する生ごみ処理容器等について適用する。

（東広島市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の廃止）

2 東広島市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（平成17年東広島市告示第56号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に、前項の規定による廃止前の東広島市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた者については、この告示の規定により助成金の交付の決定を受けた者とみなして第5条第2項及び第3項の規定を適用する。

5 東広島市生ごみ処理機貸出事業実施要綱

平成 26 年 6 月 27 日
告示第 357 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民に対し生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の貸出しを行い、市民が実際に処理機を使用し、その効果を体験することにより、処理機の普及を促進し、もって市民による生ごみの自家処理の推進及びごみ排出量の削減並びにごみ減量意識の高揚を図ることを目的とする。

(処理機の貸出対象者)

第 2 条 処理機の貸出対象者は、市内に住所を有し、かつ、居住しているものとする。

(貸出機種)

第 3 条 貸出しを行う処理機は、乾燥型の機種とする。

(貸出期間等)

第 4 条 処理機の貸出期間は、2 か月以内とする。ただし、処理機の貸出しを受けている者が第 2 条の要件を満たさなくなった場合は、速やかに処理機を市長に返却するものとする。

2 処理機の貸出しは、1 世帯につき 1 回とし、貸出台数は、1 台とする。

3 処理機の貸出しは、無償とする。

(申請手続)

第 5 条 処理機の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東広島市生ごみ処理機貸出申請書により、市長に申し込まなければならない。

2 前項の申請に当たり、当該申請者は、運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、パスポートその他官公署が発行し、本人であることが確認できる書類を提示しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、その内容について審査及び確認を行い、適当と認めたときは、処理機の貸出しを決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により貸出しの決定をしたときは、速やかにその決定内容を東広島市生ごみ処理機貸出決定通知書により申請者に通知するものとする。

(貸出方法及び費用の負担)

第 6 条 処理機の貸出しは、処理機の貸出決定を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、市役所担当部署の窓口（以下「市の窓口」という。）において直接引き渡す方法で行うものとする。

2 処理機の運搬に係る費用、使用に係る電気代及び次条第 2 項に定めるところによる原状回復に要する費用は、使用者の負担とする。

(返却方法)

第 7 条 処理機の返却は、使用者が市の窓口へ直接持参する方法により行うものとする。

2 使用者は、処理機を返却するときは、次の使用者の使用の妨げにならないように、処理機を原状に回復して返却するものとする。

(遵守事項)

第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって処理機の適正な維持管理に努めること。

(2) 処理機を生ごみの処理以外の目的に使用しないこと。

(3) 処理機を分解し、又は改造しないこと。

(4) 処理機を他に譲渡し、転売し、又は担保に供しないこと。

(5) 市が実施するアンケート調査等に協力すること。

(貸出しの取消し)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、貸出しの決定を取り消し、貸し出した処理機を返却させることができる。

(1) 使用者が前条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。

(2) その他公益上又は管理上特に必要があると市長が認めるとき。

(損害賠償)

第 10 条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたとき又は処理機の全部若しくは一部を滅失若しくは毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱の規定による書類の様式その他処理機の貸出しに関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成30年2月22日告示第49号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第147号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 改正前の告示の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。

附 則（令和7年12月2日告示第362号）

- 1 この告示は、令和7年12月31日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「健康保険証」を「健康保険の資格確認書」に改める部分に限る。）は、同月2日から施行する。
- 2 改正後の東広島市生ごみ処理機貸出事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第4条第1項及び第2項の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される生ごみ処理機の貸出しについて適用し、施行日前に申請された生ごみ処理機の貸出しについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の東広島市生ごみ処理機貸出事業実施要綱の規定により生ごみ処理機の貸出しの決定を受けた者については、新要綱の規定により生ごみ処理機の貸出しの決定を受けた者とみなして、新要綱第4条第1項及び第2項の規定を適用する。

6 東広島市大型生ごみ処理機購入費等補助金交付要綱

平成27年3月31日

告示第186号

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民が組織する団体及び事業所から排出される生ごみの自己処理を促進するため、大型生ごみ処理機を設置する者に対し、東広島市大型生ごみ処理機購入費等補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「大型生ごみ処理機」とは、生ごみを乾燥、発酵等の方法により分解し、減量、消滅又は堆肥化することが可能なものであって、処理能力が1日当たり10キログラム以上のものをいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市税の滞納がないもので、かつ、市内に大型生ごみ処理機（以下「機器」という。）を設置するもののうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民が組織する自治会、マンション管理組合等の団体（以下「住民団体」という。）
- (2) 市内に本店、支店又は営業所を有する法人
- (3) 市内に事業所を有する個人事業主であって、本市に住民登録を有し、かつ、居住しているもの

2 前項の規定にかかわらず、設置する機器が中古品又は転売品であるときは、交付の対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 機器の購入 機器の本体価格に設置に要する費用を加えた額に3分の1を乗じて得た額とし、100万円を限度とする。
- (2) 機器の賃借 機器を設置した日から5年間に限り、当該期間中の各年度に要する機器の賃借費用（設置費用及び保守管理費用を含む。）に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1団体又は1事業所につき1台を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、機器を購入し、又は賃借する前に東広島市大型生ごみ処理機購入費等補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、住民団体にあっては、第6号及び第7号の書類は、代表者のものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 機器の設置場所の写真
- (4) 見積書の写し
- (5) 仕様書又はパンフレット
- (6) 代表者の住民票（住民団体及び個人事業主に限る。）
- (7) 登記簿謄本（法人に限る。）
- (8) 市税の滞納がないことを証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前条第1項第2号の規定により2年目以降の交付を受けようとするときは、当該年度の4月20日までに申請書に前項第8号に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、機器を常に良好な状態で維持管理するとともに、機器を設置した日から5年（以下「補助対象期間」という。）以

上継続して使用すること。ただし、機器の故障（正常な使用の範囲内において故障した場合に限る。）により、やむを得ず使用を中止し、又は廃止するときにあつてはこの限りでない。

- (2) 機器による生成物を資源化目的に利活用し、又は適切に処理すること。
- (3) 機器に係る関係書類を整理し、補助対象期間が終了する年度の末日まで保管すること。
- (4) 本市が行うごみの減量・資源化施策及び機器に関する本市の広報活動に協力すること。
- (5) この要綱の規定に違反しないこと。

- 2 補助事業者は、前項第1号の規定により機器の使用を中止し、又は廃止するときは、速やかに東広島市大型生ごみ処理機事業休止（廃止）申請書を市長に提出し、市長の承認を得るものとする。

（補助金の請求）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、東広島市大型生ごみ処理機購入費等補助金交付請求書（以下「請求書」という。）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書
- (2) 契約書の写し（賃借の場合で、かつ、初年度に限る。）
- (3) 機器の設置後の写真（賃借の場合は、初年度に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

- 2 補助事業者は、第4条第1項第1号の規定により補助金の交付を受けようとするときは、機器の設置の日から起算して20日を経過する日又は交付の決定があつた日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日までに請求書を提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第4条第1項第2号の規定により補助金の交付を受けようとするときは、申請年度が終了する日から起算して20日を経過する日までに請求書を提出しなければならない。ただし、補助対象期間が終了する日の属する市の会計年度の開始の日から補助対象期間が終了する日までの請求については、補助対象期間が終了した日から起算して20日を経過する日までに行うものとする。

（財産の処分の制限）

第8条 補助事業者は、機器を補助金の交付の目的に反して使用し、若しくは使用を休止し、若しくは譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全額を市に返還したとき、又は補助対象期間を経過したときは、その限りでない。

- 2 補助事業者は、真にやむを得ない事情により機器を処分しようとするときは、東広島市大型生ごみ処理機購入費等補助事業財産処分承認申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 処分しようとする機器の設置場所の位置図
- (2) 機器の写真

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第147号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 改正前の告示の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。

7 東広島市ごみステーションの設置の基準等に関する要綱

平成29年3月31日
告示第188号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみステーションの設置の基準、手続その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ごみステーション」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づいて市が収集する家庭系一般廃棄物（家庭から排出される一般廃棄物をいう。以下同じ。）を一時的に保管するための一定の場所をいう。

(設置の届出)

第3条 次に掲げるものは、市長に対し、その設置しようとするごみステーションを届け出て、当該ごみステーションに排出される家庭系一般廃棄物について、市による収集の開始を求めることができる。

- (1) 自治会その他当該ごみステーションを使用する者（以下「使用者」という。）で構成する団体
- (2) 共同住宅の所有者又は管理人
- (3) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に規定する建物の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）又は当該建物の管理人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 前項の規定による届出は、家庭系一般廃棄物の収集の開始を希望する日の2週間前までに、ごみステーション設置届兼家庭系一般廃棄物収集依頼書を市長に提出してしなければならない。

(設置基準)

第4条 市長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出に係るごみステーションが次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の規定による求めに同意してはならない。

- (1) ごみステーションの設置場所が、次のいずれにも該当すること。
 - ア 家庭系一般廃棄物を収集し、及び運搬するための車両が容易に通行することができる通路及び出入口を有すること（当該通路が袋路状である場合にあっては、当該車両が容易に転回することができる場所を有すること。）。
 - イ 交差点の付近又は勾配が急な場所でないこと。
 - ウ 樹木、看板、石碑その他家庭系一般廃棄物の収集に支障が生ずる障害物がないこと。
- (2) 当該ごみステーションの周辺において、他の車両の駐車を禁ずる措置その他の家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に支障が生じないようにするための必要な措置が講じられていること。
- (3) ごみステーションの設置場所を定めるに際し、ごみステーションの設置者及び使用者の意見が尊重されていること。
- (4) ごみステーションの設置について、土地の所有者の同意を得ていること。
- (5) ごみステーションを使用する世帯の数が、原則として20世帯以上であること。
- (6) 家庭系一般廃棄物を収納するための容器又はごみステーションにおける家庭系一般廃棄物の散乱を防止するための覆い（以下「ごみ収集用ボックス等」という。）を設置する場合においては、当該ごみ収集用ボックス等が当該ごみステーションを使用する世帯から排出される家庭系一般廃棄物の全てを収納することができる容量を有するとともに、家庭系一般廃棄物の散乱を防止することができ、かつ、市が行う家庭系一般廃棄物の収集の作業を妨げない構造であること。

(現地調査)

第5条 市は、第3条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出に係るごみステーションの設置場所の現地調査を行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該ごみステーションの設置者又は使用者に対し、当該現地調査への立会いを求めることができる。

(収集の同意等)

第6条 市長は、前条の調査の結果を踏まえ、当該ごみステーションに係る家庭系一般廃棄物の収集について同意するかどうかを判断し、その結果を、第3条第1項の規定による届出をした者（次項において「届出者」という。）に対し通知するものとする。

2 届出者は、前項の規定による家庭系一般廃棄物の収集の開始に係る通知があるまでは、ごみ収集用ボックス等を設置してはならない。

（維持管理等）

第7条 使用者は、相互に協力して、当該ごみステーションを適切に維持管理しなければならない。

2 ごみステーションの維持管理その他の事項に関して紛争が生じたときは、使用者の責任において、その解決を図らなければならない。

（費用の負担）

第8条 ごみステーションの設置場所に係る土地の賃借料、ごみ収集用ボックス等の設置、修繕、移動及び処分その他のごみステーションの設置、維持管理及び廃止に要する費用は、当該ごみステーションの設置者又は使用者が負担しなければならない。

（掲示物等の設置）

第9条 市長は、ごみステーションの設置者に対し、家庭系一般廃棄物の排出その他の廃棄物の適正な処理に関する啓発のための掲示物を当該ごみステーションに設置するよう求めることができる。

（変更及び廃止の届出）

第10条 ごみステーションの設置者は、ごみステーションの設置場所を変更し、又はごみステーションを廃止しようとするときは、その変更し、又は廃止しようとする日の2週間前までに、ごみステーション設置場所変更（廃止）届出書を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による書類の様式その他ごみステーションの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第147号）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 改正前の告示の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。

8 東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備補助金交付要綱

平成 29 年 8 月 24 日

告示第 409 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物について市が収集を行う場所（以下「ごみステーション」という。）の清潔の保持に資するため、予算の範囲内において東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成 24 年東広島市規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第 2 条 市は、自治会その他ごみステーション（その設置について、あらかじめ市長に届け出ているものに限る。以下同じ。）を使用する住民で構成する団体（賃貸住宅の入居者又は当該賃貸住宅の賃貸人のみで構成する団体を除く。以下「住民団体」という。）が、ごみステーションにおいて一般廃棄物を収納するための容器（以下「ごみ収集用ボックス」という。）又はごみステーションにおける一般廃棄物の散乱を防止するための覆い（以下「ごみ散乱防止用ネット」という。）（以下これらを「収集用ボックス等」という。）を当該ごみステーションに新たに設置する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該住民団体に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

- (1) 当該住民団体が当該収集用ボックス等を管理するものであること。
- (2) 収集用ボックス等の設置について、土地の所有者の同意を得ていること。
- (3) 収集用ボックス等の設置について、当該ごみステーションを使用する全ての世帯の同意を得ていること。
- (4) 収集用ボックス等が、当該ごみステーションを使用する家庭から排出される一般廃棄物の全てを収納することができる容量を有するとともに、一般廃棄物の散乱を防止することができる、かつ、市が行う一般廃棄物の収集の作業を妨げない構造であること。

2 一のごみステーションについて、既に補助金の交付を受けて収集用ボックス等が設置されたことがある場合においては、前項の規定にかかわらず、当該収集用ボックス等に係る補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）のあった日の属する年度（市の会計年度をいう。第 5 条において同じ。）の末日の翌日から 10 年（ごみ散乱防止用ネットにあつては、5 年）が経過する日までは、当該ごみステーションにおける収集用ボックス等の設置について、補助金の交付を受けることができない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該収集用ボックス等を使用することができなくなったときは、この限りでない。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) ごみ収集用ボックス その購入に要する費用又は製作に係る材料費の額に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額が 20 万円を超えるときは、20 万円）
- (2) ごみ散乱防止用ネット その購入に要する費用の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（当該額が 5 万円を超えるときは、5 万円）

2 前項各号に掲げる額には、次に掲げる費用の額を含まないものとする。

- (1) 収集用ボックス等の運搬、組立て及び据付け並びに修繕に係る費用
- (2) 土地の賃借料
- (3) 収集用ボックス等の撤去及び処分に係る費用

(交付の申請等)

第 4 条 住民団体は、補助金の交付を受けようとするときは、東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収集用ボックス等設置同意書その他収集用ボックス等を設置する土地の使用の権原を有することを証する書類の写し
- (3) 収集用ボックス等を設置しようとする場所の位置図及び当該場所を撮影した写真
- (4) 見積書の写し
- (5) 仕様書その他の収集用ボックス等の規格を記載した書類（収集用ボックス等を製作する場合

合にあっては、その設計図)

- (6) 第2条第2項ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあっては、次に掲げる書類
- ア 東広島市ごみステーション収集用ボックス等使用不能理由申立書
 - イ 使用することができなくなった収集用ボックス等を設置する際に受けた交付決定に係る通知書の写し

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請をした住民団体は、交付決定の通知があるまでは、同項の申請に係る行為に着手してはならない。

(実績報告)

第5条 補助事業者は、収集用ボックス等の設置が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は交付決定があった日の属する年度の末日から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに、東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収証その他支出に関する証拠書類
- (2) 収集用ボックス等の設置後の状況を撮影した写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(安全の確保)

第6条 補助事業者は、収集用ボックス等が歩行者及び車両の通行を妨げることがないように、安全の確保に努めなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 補助事業者は、収集用ボックス等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付を受けた補助金の全額に相当する額を市に返還したとき、又は第2条第2項に規定する期間（次項及び次条において「必要的使用期間」という。）を経過したときは、この限りでない。

2 補助事業者は、必要的使用期間が経過するまでは、収集用ボックス等を処分してはならない。ただし、通常の使用により生じた損耗その他やむを得ない事由により使用することができなくなった場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 補助事業者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備事業財産処分承認申請書に、当該収集用ボックス等に係る写真及び設置場所の位置図を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を承認するときは東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備事業（変更・財産処分）承認通知書により、承認しないときは東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備事業（変更・財産処分）不承認通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(帳簿の整備)

第8条 補助事業者は、補助金の経理を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、これらを必要的使用期間が経過するまでの間、保存しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の規定による書類の様式その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月14日告示第440号）

- 1 この告示は、平成30年12月14日から施行する。
- 2 改正後の東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日以後に行う新要綱第4条第1項の規定による東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備補助金の交付の申請について適用する。

附 則（令和3年3月31日告示第120号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の東広島市ごみステーション収集用ボックス等整備補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第147号）

- 1 この告示は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 改正前の告示の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。

9 東広島市ふれあい収集事業実施要綱

平成29年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、要介護者、障害者等の日常生活の負担を軽減し、在宅生活を支援するため、家庭から排出される一般廃棄物（以下「家庭ごみ」という。）を所定の収集場所に持ち出すことが困難な要介護者、障害者等に対し、戸別に訪問して家庭ごみを収集する事業（以下「ふれあい収集事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内に住所を有する在宅の者で、かつ、家庭ごみを所定の収集場所まで持ち出すことが困難と認められるものであって、別表に定める要件のいずれかに該当するものとする。

(申請)

第3条 ふれあい収集事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）又は当該対象者に協力して第6条第1項の規定による排出などを行う第4条第2項に規定する民生委員等は、東広島市ふれあい収集事業利用申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して利用の申請をしなければならない。

- (1) 本人及び世帯員の要介護度、障害等級等が確認できる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(利用の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、利用希望者の属する世帯の世帯員の状況、家庭ごみの排出状況等を調査することができる。

2 市長は、ふれあい収集事業の円滑な推進を図るため、民生委員、介護支援専門員、相談支援専門員、地域包括支援センター職員、高齢者相談センター職員及び利用希望者の介助又は介護を行っている者その他市長が必要と認める者（以下「民生委員等」という。）に、利用希望者の属する世帯の状況を聴くことができる。

3 市長は、ふれあい収集事業の利用について決定したときは、その旨を東広島市ふれあい収集事業利用決定通知書（別記様式第2号）により利用希望者に通知し、遅滞なく収集を開始するものとする。

(サービスの内容)

第5条 前条第3項の規定によりふれあい収集事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が受けることができるサービスは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戸別に訪問し、利用者が排出した家庭ごみを定期的に収集すること。
- (2) 訪問の際、利用者の安否を確認し、当該利用者の健康状態に異状があったときは、関係機関への連絡を行うこと。

(利用方法)

第6条 利用者は、ふれあい収集事業の利用に当たっては、東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例（昭和55年東広島市条例第4号）第7条の規定により家庭ごみの分別及び収納を行い、当該世帯の玄関先等の市長が定める場所に排出しなければならない。

2 ふれあい収集事業の実施日は、原則として利用者ごとに週1回の頻度とし、市長が定める。

3 市長は、排出場所、実施日及び実施時間を定めるときは、利用者と協議することができる。

4 市長は、排出場所、実施日及び実施時間を定めるに当たっては、民生委員等の意見を聴くことができる。

5 東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例施行規則（平成19年東広島市規則第44号）第3条に規定する粗大ごみ、転居等により臨時に生じる多量のごみの収集は行わない。

(変更の届出)

第7条 利用者は、申請内容に変更があったときは、東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書（別記様式第3号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用停止の届出)

第8条 利用者は、長期不在その他の理由により、ふれあい収集の利用を一時停止しようとするときは、東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

らない。

- 2 ふれあい収集事業の利用を一時停止している利用者は、利用を再開しようとするときは、東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

(利用中止の届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、東広島市ふれあい収集事業利用変更届出書により、利用の中止を遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条に定める対象者の要件に該当しなくなったとき。
(2) ふれあい収集事業の利用の中止を希望するとき。

(利用の決定の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者に係るふれあい収集事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反してふれあい収集事業を利用したとき。
(2) 第8条第1項の規定による届出がないまま、利用者が長期不在の状況になったとき。
(3) 利用者及びその世帯員がごみ収集を行う者に危害を加え、又は危害を加えるおそれがあるとき。
(4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあい収集事業を利用させることが著しく困難であると市長が認めたとき。

(休業日)

第11条 事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 市長が必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、生活環境部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
2 第3条の規定による利用の申請の手続、第4条第3項の規定による利用の決定の手続及び第6条の規定による利用方法の決定の手続は、この要綱の施行日前においても、行うことができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
2 改正後の要綱の規定による申請、利用決定及び届出その他の手続きは、当分の間、この要綱による改正前の様式に所要の調整をしたものを使用することができる。

別表（第2条関係）

要 件			
(1)	介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項第1号、第2号、同条第4項第1号及び第2号に規定する者		ア ひとり暮らしの場合 イ 世帯が(1)から(4)に該当する者のみで構成される場合 ウ ア及びイに準ずる者又は世帯
(2)	身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害部位	障害等級
		視覚障害	1、2
		上肢障害	1、2
		下肢障害	1、2、3
		体幹障害	1、2、3
		上肢機能障害	1、2
		移動機能障害	1、2、3

(3)	療育手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害等級：㊤、A	
(4)	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、右欄に該当する者	障害等級：1 級	
(5)	(1)～(4)に掲げるもののほか、特別の事情により市長が必要と認める者又は世帯		

10 東広島市ごみ指定袋に係る一般廃棄物処理手数料減免取扱要綱

平成29年3月31日
生活環境部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例（昭和55年東広島市条例第4号）第14条第3項及び東広島市廃棄物の処理、清掃等に関する条例施行規則（平成19年東広島市規則第44号）第5条の3に基づき、一般家庭から所定の収集場所及び一般廃棄物処理施設に排出される市長が指定する袋（以下「ごみ指定袋」という。）に係る一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 手数料の減免対象者は、一般廃棄物を排出する者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 2歳未満の者（市内に住所を有する者に限る。）を養育していること。
- (2) 第3条第1項の規定による申請をした日の属する年度において、次のいずれかの物件の交付を受けたこと。
 - ア 東広島市高齢者家族介護用品支給事業実施要綱（平成17年東広島市告示第147号）第1条に規定する介護用品購入助成券（以下「介護用品購入助成券」という。）
 - イ 東広島市障害者日常生活用具等給付事業実施要綱（平成18年東広島市告示第305号。以下「障害者日常生活用具等給付事業実施要綱」という。）第6条第2項の日常生活用具等給付券（障害者日常生活用具等給付事業実施要綱別表第1の対象用具欄に掲げる紙おむつ等（紙おむつ、サラン、ガーゼ等衛生用品）の給付を受ける者に限る。以下「日常生活用具等給付券」という。）
- (3) 第3条第1項の規定による申請をした日の属する年度（ただし、申請をした月が4～7月の場合は申請をした日の属する年度の前年度）において、東広島市紙おむつ購入助成券交付事業実施要綱（平成11年東広島市告示第101号）第1条の東広島市紙おむつ購入助成券（以下「紙おむつ購入助成券」という。）の交付を受けたこと。
- (4) 火災その他の災害により損害を受けたこと。
- (5) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情があると認められること。

(申請等)

第3条 手数料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第1号、第2号及び第3号に該当する申請者は、ごみ指定袋交付申請書兼受領書（兼同意書）（一般廃棄物処理手数料紙おむつ減免申請書兼受領書）（別記様式第1号。以下「ごみ指定袋交付申請書（紙おむつ）」という。）、前条第4号に該当する申請者は、一般廃棄物処理手数料り災減免申請書（別記様式第2号。以下「り災減免申請書」という。）を提出しなければならない。

2 市長は、ごみ指定袋交付申請書（紙おむつ）の提出を受けたときは、申請者が減免対象者であることを証する次の第1号から第4号の各号に定める書類の提示、り災減免申請書の提出を受けたときは、申請者が減免対象者であることを証する次の第5号に定める書類の添付を求めるものとする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 母子健康手帳
- (2) 前条第2号アに該当する場合 介護用品購入助成券
- (3) 前条第2号イに該当する場合 障害者日常生活用具等給付事業実施要綱第6条第2項の日常生活用具等給付決定通知書又は日常生活用具等給付券
- (4) 前条第3号に該当する場合 紙おむつ購入助成券、ごみ指定袋引換券
- (5) 前条第4号に該当する場合 り災証明書の写し

3 市長は、申請者の確認を行うため、運転免許証等申請者の身分を証明するものの提示を求めることができるものとする。

4 第1項のごみ指定袋交付申請書（紙おむつ）又はり災減免申請書を提出する時期は、別表に定めるところによる。

5 市長は、第1項のごみ指定袋交付申請書（紙おむつ）又はり災減免申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、減免の適否を決定するものとする。

(減免の決定)

- 第4条 市長は、前条のごみ指定袋交付申請書（紙おむつ）により減免を決定した者（以下「紙おむつ減免決定者」という。）に対し、速やかに所定のごみ指定袋を交付するものとする。
- 2 市長は、前条のり災減免申請書により減免を決定した者（以下「り災減免決定者」という。）に対し、り災減免決定通知書（別記様式第3号）を交付する。ただし、減免決裁後のり災減免申請書の写しの交付をもって、り災減免決定通知書とすることができる。
- （指定袋の交付枚数等）
- 第5条 前条第1項により交付するごみ指定袋の種類及び交付枚数は、別表に定めるところによる。
- （り災減免決定者の処理）
- 第6条 り災減免決定者の一般廃棄物の処理方法は、り災減免決定者又は一般廃棄物収集運搬許可業者がり災場所から一般廃棄物処理施設に搬入する。
- （指定袋の返還及び減免の取消し）
- 第7条 市長は、紙おむつ減免決定者が、偽りその他不正な手段により減免を受けたときは、交付した枚数のごみ指定袋の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 2 市長は、り災減免決定者が、次に掲げる要件に該当するときは、当該一般廃棄物に係る処理手数料を徴収するとともに、以後の減免を取り消す。
- （1）一般廃棄物処理施設の受け入れ基準違反があったとき
- （2）り災減免決定通知書又は減免決裁後のり災減免申請書の写しが不正使用されたとき
- （委任）
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- （平成29年度に係る経過措置）
- 2 平成29年10月1日現在に第2条第1号及び第2号に該当する場合については、第3条第2項第1号から第4号については適用しない。
- 3 別表の申請書を提出する時期は、平成29年10月1日現在に第2条第1号及び第2号に該当する場合については、平成29年10月1日から申請ができるものとする。
- 附 則
- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 改正前の要綱の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。
- 附 則
- 1 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 改正前の要綱の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。
- 附 則
- 1 この要綱は、令和5年11月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

- 4 改正前の要綱の規定による申請、届出その他の手続は、当分の間、旧様式に所要の調整をしたものを使用してすることができる。

別表（第3条、第5条関係）

対象者	申請書を提出する時期	指定袋の種類	交付組数
第2条第1号に該当する場合	出生時又は転入時以後	・種類は、次の①ア、イ又は②ウ、エのとおりとする。 ・それぞれ10枚を1組として、交付は組単位とする。 ・申請者は、申請時に①ア、イ又は②ウ、エの中から1種類選択しなければならない。 ①家庭系ごみ指定袋（燃やせるごみ用） ア）40L イ）20L ②事業系一般廃棄物専用（燃やせるごみ） ウ）45L エ）20L	申請日の属する月から満2歳に達する日の属する月までの月数に100Lを乗じた容量分に相当する組数（ただし、1組に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。）
第2条第2号アに該当する場合	介護用品購入助成券交付後		申請日の属する月から当該年度の3月までの月数に、それぞれ200Lを乗じた容量分に相当する組数（ただし、1組に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。）
第2条第2号イに該当する場合	日常生活用具等給付決定後		
第2条第3号に該当する場合	紙おむつ購入助成券交付後		申請日の属する月から翌年度の7月までの月数（ただし、申請日の属する月が4～7月の場合は当該年度の7月までの月数）に、それぞれ200Lを乗じた容量分に相当する組数（ただし、1組に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。）
第2条第4号に該当する場合	当該災害の発生日から6箇月以内とする。ただし、必要な理由があると認めた場合は、期間を延長することができる。		

11 ごみステーション監視カメラ貸出しに関する要綱

令和4年3月31日
告示第137号

(趣旨)

第1条 この告示は、自治会等に対してごみステーション監視カメラの貸出しを行うことにより、ごみステーションへの不法投棄又は不適正排出を防止し、ごみステーションの適切な維持管理を図るため、ごみステーション監視カメラの貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に基づいて市が収集する家庭系一般廃棄物（家庭から排出される一般廃棄物をいう。以下同じ。）を一時的に保管するための一定の場所をいう。
- (2) ごみステーション監視カメラ ごみステーションへの家庭系一般廃棄物の不法投棄又は不適正排出の防止を目的として、ごみステーションにおける人、物等を撮影する機器であって、撮影した画像を記録する機能を有するものをいう。
- (3) 不法投棄 法第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てることをいう。
- (4) 不適正排出 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画により市がごみステーションにおいて収集するものとして定める一般廃棄物が、当該一般廃棄物処理計画において定められた分別の区分に従わないでごみステーションに排出されることをいう。
- (5) 画像データ ごみステーション監視カメラにより撮影された画像で、記録装置又は記録媒体に記録されたもののうち、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(貸出しの対象者)

第3条 ごみステーション監視カメラの貸出しを受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会その他当該ごみステーションを使用する者で構成する団体の代表者
- (2) 共同住宅の所有者又は管理人
- (3) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に規定する建物の管理組合（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合をいう。）又は当該建物の管理人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(貸出期間等)

第4条 ごみステーション監視カメラの貸出期間は、1月以内とする。ただし、貸出しが重複しない場合であって、市長が特に必要であると認めるときは、1回に限り当該貸出期間を延長することができることとし、延長の期間は1月以内とする。

2 ごみステーション監視カメラの貸出台数は、ごみステーションの設置場所一箇所につき、1台とする。

3 ごみステーション監視カメラの貸出しは、無償とする。

(貸出しの申請)

第5条 ごみステーション監視カメラの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の1週間前までに、ごみステーション監視カメラ貸出申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ごみステーション監視カメラを設置する場所及び当該ごみステーション監視カメラにより撮影する範囲を示した図面
- (2) ごみステーション監視カメラの設置について、当該ごみステーション監視カメラの撮影範囲の住民から同意を得ていることを証する書類
- (3) ごみステーション監視カメラの管理責任者の氏名、住所、連絡先その他市長が必要と認める事項を記載した書類

2 前項の規定による申請は、代理人によってすることができる。この場合においては、代理人は、その権限を証する書類を市長に提出しなければならない。

3 申請者（前項の申請にあっては、当該申請に係る申請者の委任による代理人。以下この項に

において同じ。)は、第1項のごみステーション監視カメラ貸出申請書を提出する際に、運転免許証、健康保険証その他申請者本人であることを確認することができる書類(官公署が発行したものに限る。)を提示しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査し、ごみステーション監視カメラの貸出しをする旨を決定したときは管理上必要な条件を付してごみステーション監視カメラ貸出決定通知書により、貸出しをしない旨を決定したときは文書により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の規定による申請の貸出期間が他の申請の貸出期間と重複したときは、申請書の受付順により、ごみステーション監視カメラの貸出しを決定するものとする。

(貸出方法及び費用の負担)

第7条 ごみステーション監視カメラの貸出しは、ごみステーション監視カメラの貸出しの決定を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、市役所担当部署の窓口(以下「市の窓口」という。)において直接引き渡す方法で行うものとする。

2 ごみステーション監視カメラの貸出しに係る運搬、設置及び維持管理は、使用者が行い、その費用は使用者が負担するものとする。

(返却方法)

第8条 ごみステーション監視カメラの返却は、使用者が市の窓口 directly 持参する方法により行うものとする。

2 使用者は、貸出期間が満了するまでに、画像データを消去した状態でごみステーション監視カメラを市長に返却しなければならない。

(管理責任等)

第9条 使用者は、当該ごみステーション監視カメラの管理責任を負うものとし、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) ごみステーション監視カメラ及び画像データを適切に管理すること。
- (2) 画像データにより知り得た情報を漏えいし、又は不当に使用しないこと。
- (3) ごみステーション監視カメラを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

2 使用者は、当該ごみステーション監視カメラを損傷し、又は紛失したときは、速やかに市長に報告し、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(設置)

第10条 ごみステーション監視カメラは、申請した場所に設置しなければならない。

2 使用者は、ごみステーション監視カメラを設置するときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 撮影範囲は、個人のプライバシーの保護に十分に配慮し、必要最小限とすること。
- (2) ごみステーション監視カメラが設置されていることが明らかとなるよう表示板を掲示すること。
- (3) ごみステーション監視カメラをワイヤーロックで施錠して適正に管理すること。

(画像データの管理)

第11条 使用者は、使用者及び管理責任者以外の者が、記録装置からごみステーション監視カメラの画像データを取り出すことができないよう必要な措置を講じなければならない。

(画像の利用及び閲覧又は提供の制限)

第12条 使用者は、画像から知り得た情報を第三者に提供してはならない。ただし、ごみステーション監視カメラ記録媒体管理簿及びごみステーション監視カメラ記録媒体から取り出した画像に係る管理簿に管理上必要な事項を記録した場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づいて提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて提供するとき、又は本人に提供するとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急かつやむを得ない必要があると認められる場合において利用し、又は提供するとき。

(変更の決定)

第13条 使用者は、第5条第1項の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものをしようとするときを除く。）は、ごみステーション監視カメラ貸出変更申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容について審査し、ごみステーションの貸出しの内容を変更する旨を決定したときは、ごみステーション監視カメラ貸出変更決定通知書により、その旨を使用者に通知するものとする。

（貸出しの取消し）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの決定を取り消し、貸し出したごみステーション監視カメラを返却させることができる。

(1) 使用者が第9条第1項及び第10条に規定する事項を遵守しなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上又は管理上特に必要であると市長が認めるとき。

（苦情等への対応）

第15条 使用者は、ごみステーション監視カメラの設置及び運用に関する苦情又は問い合わせを受けたときは、適切かつ迅速に対応しなければならない。

（点検）

第16条 使用者は、ごみステーション監視カメラの維持管理のため、日常的な点検（施錠の点検及び録画状況の確認をいう。）を行うものとする。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、この告示の規定による書類の様式その他ごみステーション監視カメラの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和8年1月9日から施行する。

2 この告示の施行の際現にある第2条の規定による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

12 東広島市食品残さ資源化促進事業補助金交付要綱

令和4年3月31日
告示第135号

(趣旨)

第1条 この告示は、食品残さの資源化を促進するとともに、一般廃棄物の減量化及び二酸化炭素の排出の抑制を図るため、食品残さの資源化に要する費用に対して補助金を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則(平成24年東広島市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品残さ 一般廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。)のうち食品に係るものをいう。
- (2) 資源化 微生物の活動を利用して食品残さを堆肥にすることをいう。
- (3) 飲食料品等小売業者 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として総務大臣が告示した日本標準産業分類(以下この条において「日本標準産業分類」という。)に掲げる大分類I一卸売業、小売業のうち次に掲げるものに属する事業(次号において「飲食料品等小売業」という。)を営む者をいう。
 - ア 中分類56―各種商品小売業(小分類561―百貨店及び小分類562―総合スーパーマーケットに限る。)
 - イ 中分類58―飲食料品小売業
- (4) 店舗 飲食料品等小売業の用に供する建物のうち、売場面積が250平方メートル以上のものをいう。
- (5) 大学内飲食店営業者 大学内において日本標準産業分類に掲げる大分類M一宿泊業、飲食サービス業のうち中分類76―飲食店に属する事業(食堂、レストランその他の通常主食と認められる食事を提供するものに限る。)を営む者をいう。

(補助金の交付)

第3条 市は、この告示の定めるところにより、自らが排出する食品残さの資源化に関する事業(第1号において「食品残さ資源化事業」という。)であって次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(以下「補助対象事業」という。)を行う飲食料品等小売業者又は大学内飲食店営業者(以下「飲食料品等小売業者等」という。)(市内に店舗を有する者であって、市税(その延滞金を含む。)を滞納していないものに限る。)に対し、その申請により、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

- (1) 飲食料品等小売業者等が食品残さの資源化を委託する事業者(第6条第1項第3号及び第4号において「資源化委託事業者」という。)の事業場が、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第11条第1項の主務大臣の登録又は食品残さ資源化事業に係る同法第19条第1項に規定する再生利用事業計画が、適当である旨の主務大臣の認定を受けていること。
- (2) 飲食料品等小売業者等が食品残さの収集及び運搬を委託する場合にあつては、その委託する事業者が、市長から、廃棄物処理法第7条第1項の一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けていること。

2 補助金の交付は各年度において1店舗につき1回を限度とし、補助対象事業の実施期間は連続した3年を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 食品残さの資源化の委託に要する費用
- (2) 食品残さの収集及び運搬の委託に要する費用
- (3) 補助対象事業の実施に必要な物品の購入に要する費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、1店舗につき補助対象事業を開始する日から補助対象事業を終了する日(複数の年度にわたり補助対象事業に係る補助を受けようとする場合にあつては、各年度の末日

の日)までの期間を1月ごとに区分した各期間ごとに次項に定める方法により算定した月額を合算した額とする。

2 前項に規定する月額は、当該月における前条第1号及び第2号に規定する費用の額の合計額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は10万円のいずれか低い額とする。

3 補助対象事業を開始した日の属する年度に限り、前項の規定にかかわらず、前条第3号に規定する費用の額を同項に規定する費用の額に加えることができる。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、東広島市食品残さ資源化促進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 法人の登記事項証明書の写し(個人事業者の場合にあっては、住民票の写し)

(3) 資源化委託事業者について一般廃棄物の処分を業として行おうとする区域を管轄する市町村長から廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けていることを証する書類の写し(市長が当該許可をした場合を除く。)

(4) 資源化委託事業者の事業場について当該事業場の設置された地を管轄する都道府県知事から廃棄物処理法第8条第1項又は第9条の5第1項の許可を受けていることを証する書類の写し(広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成11年広島県条例第34号)第2条の規定により市長が当該許可をした場合を除く。)

(5) 補助対象事業に係る経費の見積書

(6) 市税納付状況確認同意書又は市税の滞納がないことの証明書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、複数の年度にわたり補助対象事業の補助を受けようとするときは、年度ごとに前項の規定による申請を行わなければならない。

(雑則)

第7条 この告示に定めるもののほか、この告示の規定による書類の様式その他補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月21日告示第446号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

13 東広島市機密文書資源化処理費助成金交付要綱

令和8年3月30日

告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の事業者から排出される機密文書の資源化を促進するとともに、紙ごみの資源化及び減量化を図るため、機密文書の資源化処理に要する費用に対して助成金を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内に事業所を有する法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人並びに国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人を除く。）又は個人事業主をいう。ただし、古紙の回収又は再生を主たる事業として営んでいる者を除く。
- (2) 機密文書 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）、営業秘密（不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）その他の漏えいすることで、事業者又は第三者が不利益を被るおそれがある情報を含み、事業者自らが機密の取扱いを要すると判断した文書をいう。
- (3) 古紙再生業者 製紙原料として再生利用する目的で古紙を回収し、及び処理する事業を営む者をいう。
- (4) 資源化処理 機密文書に含まれた情報を外部に漏えいさせることなく製紙原料として再生利用するために必要な収集、運搬、選別、裁断、保管、溶解等の一連の処理をいう。

(助成金の交付)

第3条 市は、この告示の定めるところにより、市内に設置した事業所から自らが排出する機密文書の資源化処理を委託する事業者（市税（その延滞金を含む。）を滞納していないものに限る。）であって次に掲げる要件を満たす者に対し、その申請により、予算の範囲内で、助成金を交付するものとする。

- (1) 資源化処理に関し、本市の他の補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。
 - (2) 東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号。第4号において「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（次号及び第4号において「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団員等（次号及び第4号において「暴力団員等」という。）でないこと。
 - (3) 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）が法人である場合には、その役員が暴力団員又は暴力団員等でないこと。
 - (4) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- 2 助成金の交付は、一の年度において1事業者につき4回を限度とし、初めて交付の決定を受けた日の属する年度から起算して3年目の年度までを限度とする。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（次条において「対象経費」という。）は、機密文書の資源化処理の委託に要する費用とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1回当たり、対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は3万円のいずれか低い額とし、一の年度において1事業者につき総額で10万円を限度とする。

(登録の申請)

第6条 申請者は、助成金の交付の申請をする前に、東広島市機密文書資源化処理推進事業登録申請書に必要書類を添え、市長に提出し、あらかじめ登録を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について、東広島市機密文書資源化処理推進事業登録審査結果通知書により、申請者に通知するものとする。

(登録の変更等)

第7条 前条第1項の登録を受けた事業者(次項及び次条において「資源化処理推進事業者」という。)は、当該登録を受けた事項に変更が生じたとき、又は資源化処理の実施を廃止したときは、東広島市機密文書資源化処理推進事業登録事項変更(廃止)届出書により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による廃止の届出があったときは、当該資源化処理推進事業者に係る前条第1項の登録を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、資源化処理推進事業者が違法又は不当な行為その他の不適切な行為を行ったと認めるときは、第6条第1項の登録を取り消すことができる。

(交付の申請)

第9条 申請者は、機密文書の資源化処理を実施した日の属する年度(市の会計年度をいう。)の末日までに、東広島市機密文書資源化処理費助成金交付申請兼請求書に次に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 機密文書の資源化処理に要した経費を証する書類

(2) 古紙再生業者が発行した機密文書を適正に資源化処理したことを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、助成金を交付することを決定したときはその旨を東広島市機密文書資源化処理費助成金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときはその旨を東広島市機密文書資源化処理費助成金不交付決定通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付の決定をしたときは、その者に対し、速やかに、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた事業者があるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、東広島市機密文書資源化処理費助成金返還命令書によりその者から、既に交付した助成金に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(調査への協力)

第12条 助成金の交付を受けた事業者は、市が行う機密文書の資源化処理状況に関する調査について協力の求めを受けた場合には、その求めに応じるよう努めなければならない。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の規定による書類の様式その他助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和6年3月29日告示第162号)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日告示第85号)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前に改正前の東広島市機密文書資源化処理費助成金交付要綱の規定により助成金の交付の決定を受けた者については、改正後の東広島市機密文書資源化処理費助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定により助成金の交付の決定を受けた者とみなして、新要綱第3条第2項の規定を適用する。

令和8年度
東 広 島 市 清 掃 事 業 概 要

編集・発行 東広島市西条栄町8番29号
東広島市生活環境部廃棄物対策課
☎ (082) 420-0926